

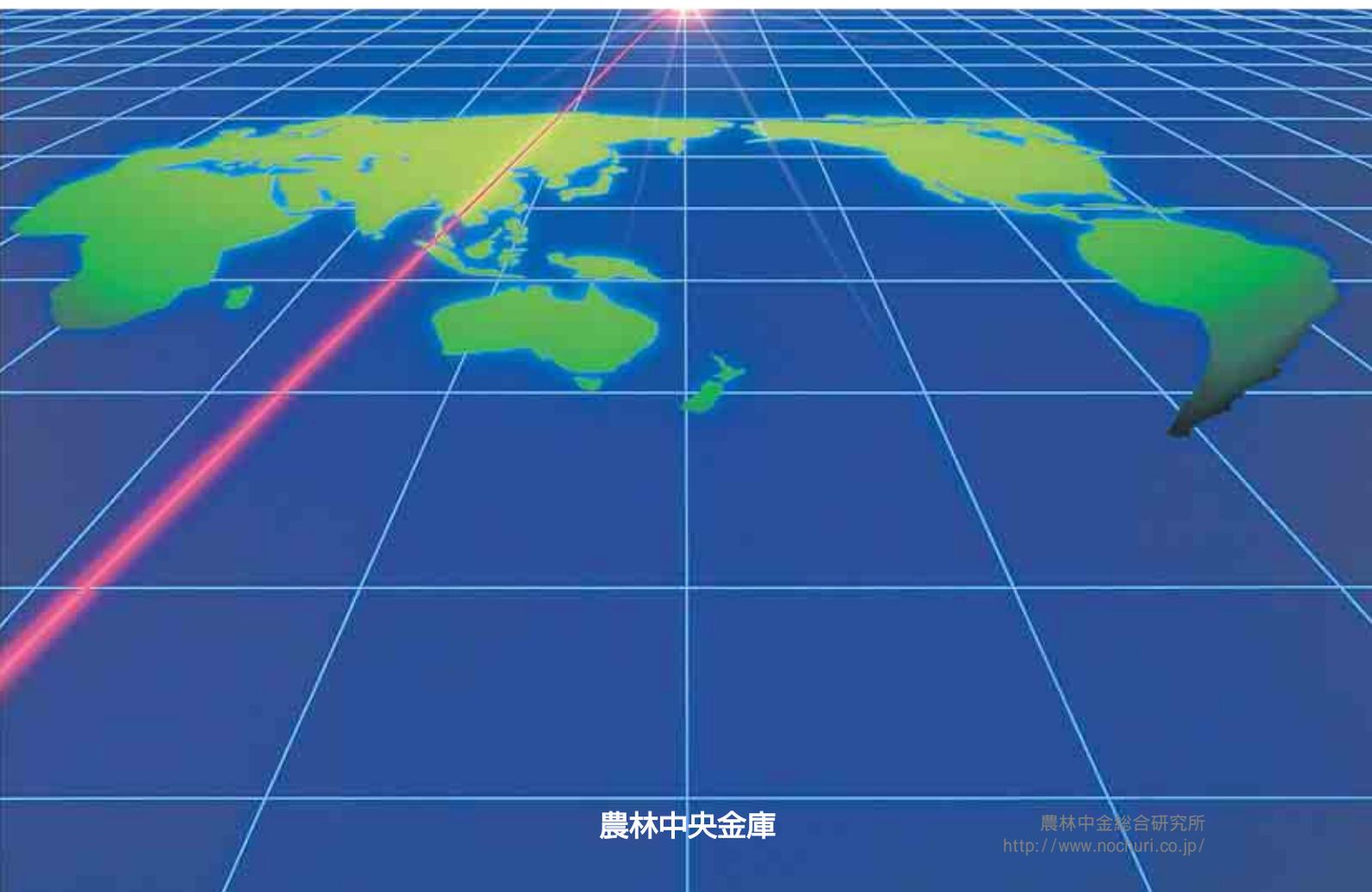
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 **3** MARCH

震災復興への取組み ——東日本大震災から3年——

- 大震災からの農業復興における農業者の組織化・法人化
- 大震災から3年を経た農業復旧・復興施策の動向と農協の取組み
 - 宮城県における圃場整備を巡る問題点
 - 農協系統全国機関の震災復興への3年目の取組み
- 〈講演録〉宮城県の漁業・漁村の復興に向けた漁業協同組合の取組み



東日本大震災発生から3年を経て

2011年3月11日14時46分の東日本大震災発生から丸3年の時間が流れようとしている。

岩手県沖から茨城県沖にかけての広い範囲を震源域とし、地震規模マグニチュード9.0は国内観測史上最大、宮城・福島・茨城・栃木の4県37市町村で震度6強から7を観測した近代以降の日本における空前の大地震の発生であった。

この大地震により、東日本の広範囲にわたり深刻な地盤のずれや沈下・液状化が発生し、建物等の損壊とともに輸送・交通網が麻痺し、各種ライフラインも寸断された。そして、最悪の被害をもたらしたものは、最大遡上高40mに及ぶ巨大津波であり、これにより東北から関東地方の沿岸部が壊滅的な被害を受けると同時に、東京電力福島第一原子力発電所で深刻な事故が発生するに至った。

大地震による被害は、特に巨大津波の直撃を受けた岩手・宮城・福島および茨城・千葉の5県において甚大であり、1万5千人を超える尊い人命が失われ、40万戸に及ぶ家屋が全半壊した。震災発生から3年が経過しようとしている現時点においても、なお27万人もの人々が仮設住宅等で避難生活を余儀なくされている実情にある。

地域の基幹産業であった農林水産業も未曾有の大被害を被り、推計被害総額は2兆4千億円に達した。農業においては、全国有数の米どころであり園芸作物の産地でもある仙台平野などの豊かな農地が2万ha以上流失・冠水し、農業施設や灌漑排水機能も広範囲に滅失した。水産業においては、全国屈指の漁業県である岩手・宮城・福島の多くの浜で、漁港・漁船・養殖施設等の生産基盤から人々の生活の基盤である集落そのものまでが失われた。林業においても、林地や林道、治山施設等が広範囲に崩壊する被害が発生した。

さらに、原発事故により、一定範囲の地域・海域において農林水産業が営めなくなったうえ、一部の農林水産物に出荷制限や出荷自粛要請の措置が行われた。現在もなお、出荷停止や自粛対象ではない農林水産物に対しても、国内外において買い控え等の風評被害が続いている。

被災地の人々は、このような筆舌に尽くし難い困難のなかから、生活の再建と生業なりわいとしての農林水産業の再開に向け、大変な努力を一步ずつ積み重ねてこられた。本誌今月号には、被災地の農業復興の取組みの現状と課題にかかる論調や漁業復興に取り組む宮城県漁業協同組合の講演録を掲載したが、まずもって、ここに至るまでの農家・漁家のご労苦はもとより、寄り添い一体となって復興に向け全力で取り組んできた系統団体や行政等関係機関の方々のご尽力に心より敬意を表する次第である。

しかし、前述したとおり、被害はあまりに甚大であり、あらゆる面において被災地の復興はまだ道半ばにあると言わざるを得ない。大震災発生から3年という節目の時にあたって、私たちには、記憶を風化させることなく、被災地の現在の実情を冷静に見つめ直し、これからの復興の道筋を改めて考え、実行していくことが求められている。当研究所としても、心を新たに真の復興に資する質の高い調査・研究に取り組んでまいりたい。

（(株)農林中金総合研究所 常務取締役 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

震災復興への取組み
——東日本大震災から3年——

今月の窓

東日本大震災発生から3年を経て

(株) 農林中金総合研究所 常務取締役 柳田 茂

大震災からの農業復興における農業者の組織化・法人化
齊藤由理子 —— 2

大震災から3年を経た農業復旧・復興施策の動向と
農協の取組み

内田多喜生 —— 15

〈講演録〉 宮城県の漁業・漁村の復興に向けた
漁業協同組合の取組み

講師 宮城県漁業協同組合 専務理事 船渡隆平 —— 28

ヒト・モノ・カネが復興の隘路に

宮城県における圃場整備を巡る問題点

行友 弥 —— 46

情
勢

農協系統全国機関の震災復興への3年目の取組み
——全農と農林中金を中心に——

岡山信夫 —— 60

談話室

我が国水田農業の多面的役割

(株) 農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄 —— 26

統計資料 —— 68

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

大震災からの農業復興における 農業者の組織化・法人化

取締役調査第一部長 斉藤由理子

〔要 旨〕

- 1 被災地における農業の復旧・復興の特徴の一つは、担い手の組織化・法人化が進んでいることである。本稿は、2013年に筆者が訪問した宮城県の農業法人と任意組合（以下「法人等」という）への聞き取り調査の結果を中心に、法人等の設立の経緯や経営の状況と外部から受けているさまざまな支援について紹介し、その上で、法人等をめぐる今後の課題と必要な支援について検討したものである。
- 2 組織化・法人化については、国の復興施策とそれに対応する地方自治体の施策が大きく影響している。農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」は、「将来の農業・農村の中心となる経営体」の確保のため、集落・地域レベルでの徹底した話し合いとともに、経営再開マスタープランの作成支援、市町村による農業用施設・機械の貸与、圃場整備事業による大区画化の支援などのサポートを行政が行うとしている。
- 3 聞き取り調査でも、農業用施設・機械の貸与などの復興施策の利用が組織化・法人化の誘因となっていることが多い。一方、農業者も、農地の取得や後継者の育成・確保、地域のつながりの維持という点で法人等の設立が必要と考えた。設立のプロセスをみると、被災農業者同士の話合いに加えて、行政や農協が関わって、アンケートや地域の集会が行われ、担い手の確定と農地の集約についての地域の合意形成がなされている。さらに行政や農協は、設立時の事務手続きや、事業計画の策定支援、営農指導等の多様な支援を行っている。
- 4 法人等の当面の課題は、短期間での規模拡大や組織の変化などに対応して、早期に経営の安定化をはかることである。中期的には、経営の進展や環境の変化に見合った、規模や品目の変化、6次化などの経営展開が課題である。無償あるいは高い補助率で利用している施設の今後の更新時への備えは必須である。
- 5 農協は法人等の担当部署を設置するなど、体制を整備しつつある。営農指導、経営指導にとどまらず、販売、金融など多面的に法人等の抱えるさまざまな課題への対応を期待したい。また、当面個別経営を継続していても高齢化等により離農するケースも今後想定されるため、中長期的に農地の利用調整に関わっていくことも必要である。

目次

はじめに

1 組織化・法人化を進めた施策

- (1) 国の方針
- (2) 地方自治体の復興計画
- (3) 東日本大震災農業生産対策交付金と東日本大震災復興交付金

2 震災後に新設された法人等の事例

- (1) 土地利用型における事例

- (2) 施設園芸における事例

3 組織化・法人化に伴う今後の課題

- (1) 法人等の当面の課題
- (2) 法人等の中期的な課題
- (3) 農地や施設と担い手の関係
- (4) 必要な支援と農協の役割

おわりに

はじめに

東日本大震災発生から3年が経ち、被災地では、地域によるスピード差はあるものの、農地の復旧や圃場整備工事が進み、新しい大型農業用機械や施設が整備され、また大規模な園芸施設が竣工している。

被災地における農業の復旧・復興の一つの特徴は、農業者が組織化・法人化する動きが多くみられることである。全国的に高齢化が進んで農家が減少する一方で農業法人は増加する傾向にあるが、被災地においては、復旧・復興とともに組織化・法人化が進んでいる。

本稿では、2013年8月から11月にかけて訪問した宮城県内のいくつかの農業法人と農業者の組織について、その設立の状況や経営の実態、今後の課題、また農協や農業改良普及センターの支援の状況を紹介し、そのうえで、法人等をめぐる今後の課題と必要な支援について検討する。

1 組織化・法人化を進めた施策

(1) 国の方針

11年7月に閣議決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」は、東北地方の農業の復興について、「日本全国のモデルとなるよう取り組みを進め、東北を新たな食料供給基地として再生する」とし、復興に向けて、「集落を基礎とするコミュニティでの徹底した議論と集落内での役割分担の明確化や土地利用の再編を通じて、将来の担い手を創出するとともに」「3つの戦略を組み合わせることで、地域の特性に応じた将来像を描き、力強い農業構造の実現を支援していく」としている。3つの戦略とは、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略である。

また、農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(11年8月決定、13年5月改正)は、「集落・地域レベルでの徹底した話し合いを行い、当該集落・地域における中心

となる経営体や農地利用のあり方等を議論していく」「これと併行して、地域の特性に応じた将来像を描くため、市町村、JA、復興組合、集落営農や農業法人等の関係者等による打合せを行い、①高付加価値化戦略、②低コスト化戦略、③農業経営の多角化戦略を組み合わせながら、復興後の地域農業の担い手を確保するための道筋を示したプランづくりが重要」とする。そのため、「地域の中心となる経営体への農地の利用集積の加速化や、その経営能力の向上、農業機械・施設の導入、低コスト化のための被災農地の大区画化整備等の促進を図る」とし、具体的な行政のサポートとして、経営再開マスタープランの作成支援、市町村による農業用施設・機械の貸与、農地の大区画化等の取組支援などが挙げられている。

このように、「東日本大震災からの復興の基本方針」「農業・農村の復興マスタープラン」はともに、将来の地域農業の担い手を中心に置いて、その確保のためのプランづくりが必要と語っている。

(2) 地方自治体の復興計画

こうした国の方針は、地方自治体の復興計画にも反映して、大規模化、法人化、集落営農組織化を推進する計画となっている。

たとえば、「仙台市震災復興計画」では、「農業用施設の復旧や除塩など、営農再開に向けた取り組みを加速するとともに、東部地域を『農と食のフロンティア』として復興すべく、農地の集約・高度利用や法人化などの農業経営の見直し、市場競争力の

ある作物への転換や6次産業化の促進などの取り組みを支援します」としている。

また、「岩沼市震災復興計画 マスタープラン」によれば、市の7つのリーディングプロジェクトの1つである「農地の復興と農業の再生」の基本方針の1つには「営農の効率化を図るため、農業経営の大規模化や法人化、集落営農、圃場の大区画化等について、JA等の関係機関と連携しながら推進します」とされている。

(3) 東日本大震災農業生産対策交付金と東日本大震災復興交付金

法人等への聞き取り調査の結果、その設立の契機として多くの法人等が挙げたのは、東日本大震災農業生産対策交付金や東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を利用した農業用機械や施設の貸与であった。

東日本大震災農業生産対策交付金の場合、その要綱で、事業実施主体は、農協や農業生産法人などの組織とされ、また施設や農業用機械の貸与を受ける受益農家及び事業参加者は原則5戸以上（知事の特認により3戸以上）となっている。このためこの事業の利用に際して、農業者の組織化が行われている。

東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）の場合には、事業実施主体は市町村であり、要綱では、貸与を受けるものは、法人、組織のほか、認定農業者や新規就農者という個人まで含む。そのため、宮城県亘理町や山元町のいちご団地の

ように、生産施設が個別の被災農家に貸与されている場合もある。

しかし、圃場の大区画化や農地の集約化と合わせて、集落営農組織や法人に農業用施設や機械が貸与される場合も多い。

たとえば、仙台市の仙台東地区では農地1,800haが津波の被害を受け、特に沿岸部では人命の被害も多く、農業用機械や施設も流出・破損するなど被害が甚大であった。この地区で組織・法人の設立とそれらへの農地集約の契機となっているのが、経営再開マスタープランの作成と農業用機械・施設の無償貸与である。

仙台市では、「集落営農組織への農地集積」を基本条件として、津波によって農業用機械等が失われた集落営農組織に対し、復興交付金事業を活用して整備した大型農業用機械や育苗用パイプハウス等の施設を無償で貸与している。この結果、地域に震災前からあった大豆や麦の転作組合が水稻作も含めた集落営農組織に転換し、また転作組合のなかった井土地区では新たに農事組合法人が設立された。

また岩沼市では、災害復旧後や圃場整備工事後の農地が集約された集落営農組織に対して、東日本大震災復興交付金（被災地域農業復興総合支援事業）を利用して整備した大型農業用機械や農業用施設が貸与されている。新たに設立された組織もあり、なかには法人化したものも含まれている。

岩沼市の同交付金の個票^(注1)には、「農業用施設・機械が壊滅的な被害を受けた区域は、平成25年度から順次営農再開に向け、地域

の合意形成が進み、集落営農を中心とした組織が設立する予定である。本市は、壊滅的な被害を受けた区域で営農再開する農業者に対し、農業用施設・機械の整備は必要不可欠であると考えている。そこで、本市は、集落営農を基本とした組織が営農を再開することが地域営農における復興のモデル的な取り組みとして位置づけ、地域農業の復興を実現化していくものである」とされており、組織経営体を復興のモデルとして位置づけ、農業用施設・機械の貸与を行っていることがわかる。

(注1)「岩沼市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票」No.33（平成25年11月時点）による。

2 震災後に新設された法人等の事例

以下では、13年8～11月に筆者が行った聞き取り調査の結果をもとに、震災後に被災した農業者により設立された法人等を土地利用型（5組織）と施設園芸（3組織）にわけて紹介する。土地利用型には水稻、露地野菜等に加えて施設園芸も行う複合経営を含めている。

(1) 土地利用型における事例

a 法人の概要

第1表のとおり、土地利用型では、5つの法人に聞き取り調査を実施した。

株式会社宮城リスタ大川は、石巻市大川地区に13年5月に設立され、地区全体で約400haの圃場のうち200haが法人に集積され

第1表 土地利用型の法人の現状と課題

	宮城リスタ大川	みのり	ばるファーム大曲	井土生産組合	玉浦南部生産組合
設立時期	13年5月	13年4月	12年12月	13年1月	13年2月
法人形態	株式会社	農事組合法人	株式会社	農事組合法人	農事組合法人
所在地	石巻市	石巻市	東松島市	仙台市	岩沼市
構成員(役員)	7名(農業従事メンバー9名)	3名	15名(4名)	15名(8名)	15名
圃場整備後の経営面積見込	200ha	50ha	155ha	120ha	150ha
経営内容(水稲に大豆等転作含)	水稲, 菊	水稲, 野菜	水稲, 野菜, トマト	水稲, 野菜	水稲, 園芸
作付面積	調査時点で営農を再開しておらず	12年12ha, 13年22ha (+作業受託)	13年36ha	13年16ha	13年10ha
法人の設立理由(交付金利用以外)			前組織が法人化を計画	農地購入, 組織継続, 地域維持	融資の利用
設立の経緯	震災後から被災農業者が集まり相談。地域農業復興組合の集まりで地権者の新しい営農組織への農地の集積の意向を把握	転作組合のメンバーであった個人が稲作を再開し農機・施設も個人で購入したが、追加投資が難しく、交付金を利用するため、農協と農業改良普及センターに相談し、転作組合のメンバーと法人化	農協から法人化の話があり、転作組合を再編し圃場整備後に営農再開することに。集落営農実践委員会名で農協がアンケートを実施し、新組織への農地集積の意向を把握	震災直後から被災農業者が集まり相談。農協がアンケートを実施し、営農組織への農地集積と組織への関わり方についての意向を把握。100%が営農組織への委託と回答	市からの法人化の働きかけがあり、また水田利用協議会で法人化が必要という話になった。水田利用協議会役員全員が当組合の役員に
東日本大震災農業生産対策交付金の利用	○		○	○	
東日本大震災復興交付金の利用	○	○	○	○	○
今後の課題	農地復旧の遅れ, 栽培品目の選択	運転資金の確保, 経営多角化, 規模拡大に伴う設備投資	農地復旧の遅れ, 複合経営, 養液栽培の開始, 6次産業化	大規模経営の体制整備, 作業の共同化, コミュニティの維持	農地復旧の遅れ, 高塩分濃度の井戸水への対応, 雇用, コミュニティの維持

資料 各法人への聞き取り調査から作成
(注) 経営内容は今後の予定を含む。

ると見込んでいる。13年度は作付けをしておらず、14年度から水稲と菊の栽培を行う予定である。ただし、大川地区はまだ水没している地域もあり、地区全体の農地の復旧の見込みはついていない。

農事組合法人みのりは、石巻市北上地区に13年4月に設立された。当初は、転作組合の組合員であった当法人の代表が個人で稲作を再開し、農業用機械や倉庫を自己資金で購入した。しかし、農地の集積に見合う追加投資が難しいため、農業改良普及センターと農協に相談をし、転作組合の組合員に声

をかけて法人化を行い、復興交付金でハウスや農業用機械の貸与を受ける予定である。

株式会社ばるファーム大曲は、東松島市の大曲地区に12年12月に設立された。震災前の転作組合のメンバーのうち法人に賛同する4名が役員となっている。経営面積は155haを見込んでおり、水稲と野菜、トマトの養液栽培の複合経営を予定している。13年には水稲28haと転作大豆、野菜の作付けを行った。

農事組合法人井土生産組合は、仙台市仙台東地区の最も沿岸部の井土地区に、13年

1月に設立された。構成員は15名、役員は8名で役員全員が専業農家である。代表は水稲のみの専業農家で、他の役員は軟弱野菜を中心に経営を行っていた。地区外の20haと地区全体の100haが当法人に集積する見込みであり、水稲と野菜の複合経営を予定している。

農事組合法人玉浦南部生産組合は、名取市の南端、阿武隈川と太平洋に囲まれた地域に、13年2月に設立された。水田利用協議会の役員全員15名を構成員とする。地区全体の150haが当法人に集積されると見込んでおり、水稲と野菜、施設園芸の複合経営を予定している。

聞き取り調査を実施した5つの法人は、津波被災地の中でも沿岸部で被害の程度が大きかった地域にある。

設立時期はばるファーム大曲の12年12月から宮城リスタ大川が13年5月まで、13年前半に集中している。法人形態は株式会社が2社、農事組合法人が3社である。法人の構成員は3名から15名。農作業を中心に担うと思われる人数(役員数等)は2名から15名である。圃場整備終了後に見込む経営耕地面積は、50~200haで、役員1人当たり10~40ha程度となっている。

5法人は、すべて水稲(転作含む)と、野菜や花きを組み合わせた複合経営である。震災前の地域農業においても、水稲に加え野菜や花きの栽培が行われ、役員には水稲中心の農家に加えて野菜や花きが経営の中心だった農家も含まれていることを反映している。それとともに、水稲と転作だけで

は収支と年間を通じた業務の平準化の面からも、法人の経営が難しいため、野菜や花きを加えた経営計画が作成されていると考えられる。

b 法人設立の理由と経緯

法人を設立した理由としては、すべての法人で東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業)の利用が挙げられた。法人の役員は、農業用機械及び施設を失っているものがほとんどで、購入には多額の資金を必要とする。営農再開のためには、組織化して、農機や施設の購入に際して自己負担がない復興交付金を利用することが必要であった。

農業者側も、農業復興にあたって法人化が必要と考えた。農地の集約や大型農機・施設を交付金を利用して整備することで、効率化や収益性の向上が見込めることはもちろんだが、加えて、農地の取得や後継者の育成・確保による組織の継続性という法人化のメリットを検討し、法人であることが必要と判断している。また、沿岸部の2つの法人では、法人を核に地域のつながりを維持することを法人化の理由の一つに挙げている。

仙台市の井土生産組合では、津波で甚大な被害を受けたため、集落に居住する人が数戸の高齢者のみとなっており、将来は集落がなくなる懸念がある。そのため、法人の名前に地名を入れることで、地名を残したいと考えており、また法人を核に、地域の住民が集まる機会をつくりたいと考えている。

法人設立の経緯については、震災後、被災した農業者が避難先や作業場、あるいは農協の会議室などに集まって、今後の地域農業について話し合いを重ねている。また、行政（市町、農業改良普及センター等）や農協からは、被災した農業者に対して、復興交付金等の被災農業者支援の情報が提供されるとともに、法人化や組織化についての働きかけが行われた。

そして、法人化に関する地域の農家全体の意向を確認し、把握するために、行政や農協も関わって、アンケートや集会が行われた。被災した農業者に今後の農業に関する意向を尋ねるアンケートは、地域の復興計画の作成や圃場整備事業、経営再開マスタープランの作成等に関連して、実施されている。それらに加えて、法人や生産組織の設立を前提にそれに対する意向をたずねるアンケートが実施された地域もある。

これらのアンケートの結果によって、地域の農地がどの程度、新たに設立される法人・組織に集約するかおおよそ把握することができた。また、被災した農業者の新たな営農組織（法人等）への関わり方をたずねたケースもある。

法人設立に向けてアンケートを実施した事例として、仙台市の井土生産組合を紹介したい。井土地区では、震災後早い段階から、町内会、農事実行組合、青年部で集まり、今後の地区の農業について話し合いを何回も重ねた。そして組織化の方向ではほぼ固まった12年6月に、農協は地区の農家に対し、農業についての今後の意向を聞くアン

ケートを実施した。そこでは地区の96%が新たな営農組織に委託すると回答し、同年10月のアンケートでは100%が委託すると回答した。この10月のアンケートでは、構成員として関わりたい、軽作業を手伝うなど営農組織との関わり方も尋ねており、その回答をもとに営農組織への参加者を絞り、15名が構成員、8名が役員となった。

c 法人の設立が可能となった理由

仙台東地区では、多くの集落営農組織があるなかで、13年8月の調査時点で法人が設立されたのは井土生産組合にとどまっていた。この地域のほかにも、農地の復旧や圃場整備後、あるいは施設建設後も法人化を選択しない農家、地域がある。聞き取り調査では、法人設立を可能とした条件がいくつか挙げられていた。

第1は、地域の農業者が、農業用機械、農業用施設のほとんどあるいはすべてを失っていることである。これによって、営農再開をあきらめた農業者は多い。また施策を受けることが農業を再開するためには必須であり、そのために組織化・法人化が行われた。

第2に、リーダーの存在である。ほとんどすべての農機や施設が破損や流出した地域は、海に近いか、海と川に囲まれているために、津波の被災の程度が大きな地域である。農地の復旧は内陸部から行われていること、水没や塩害等被害の程度が激しいことから、これらの沿岸地域では、農地が復旧し営農が再開できるまでには時間がか

かる場合が多い。営農再開までの期間が長期化すると、離農するケースは増加する傾向にある。

このように厳しい条件のなかでの営農再開と法人化には、核となるリーダーの存在が大きいと考えられる。たとえば、宮城リスタ大川のある石巻市大川地区は、津波により北上川の海岸堤防が決壊したため、地区全域の農地が水没するなどの大きな被害を受けた。調査時点でも北上川河口の長面地域では農地が水没していた。

宮城リスタ大川は、自宅が被災を免れた2名（大槻幹夫氏と大槻稲夫氏）を中心に地域の農業者7名が出資して設立した。大槻幹夫氏は自給的農家であるとともに、市と町の議員を長年務めてきたこともあり、震災後も市や町の復興計画策定に関わってきた。大槻稲夫氏は、震災前には菊と水稻、作業受託の複合経営の専業農家であった。いわば地域社会のリーダーと農業経営のリーダーである2人を中心に、震災直後から地域の農家は今後の地域農業について話し合い、会社設立の準備をしてきた。この結果、20歳代から40歳代の4名を含む9名がメンバーとなり、13年度から水稻と菊の複合経営を開始する予定である。菊の栽培では、大槻稲夫氏の栽培技術をメンバーで共有化をしていくことを予定している。

第3は、震災前からの組織化の経験や法人に向けた話し合いの経験である。震災前に集落営農組織が経営所得安定対策に加入し、5年後の法人化に向けた検討がなされていた地域や、圃場整備事業に伴って転作組合を

集落営農化する話し合いが行われていた地域もある。このような場合には、組織化や法人化に対する地域の農業者の理解があり、法人化が比較的進めやすかったと考えられる。

d 外部からの支援

農業改良普及センターでは、被災地域での営農再開支援にさまざまな角度から取り組んでいるが、そのなかで法人等の担い手の支援にも重点的に取り組んでいる。法人設立にあたっては、担い手組織や農地集約化にかかる地域での合意形成への支援、法人化の啓発と情報提供、交付金等行政の事業活用支援が行われている。また営農再開とその後の経営安定化に向けて、技術的・経営的支援が行われている。

宮城県石巻農業改良普及センター（2013）によれば、たとえば、宮城リスタ大川に対して、石巻農業改良普及センターでは、13～14年度に、5名からなる担当チームを編成して、現地活動日数103日の支援を計画している。具体的には、①法人組織設立運営と地域営農システムの確立支援、②関係機関との連携による営農再開に向けた支援、③大規模施設における周年的な菊栽培支援、を活動目標としている。

農協は、被災後、農業者が集まる場所の提供やアンケートの実施、地域の集会の開催や参加などを通じて、新たな担い手の集団を決定するプロセスに大きく関与している。また、農業改良普及センターとともに、法人化の推進、法人設立時の事務支援、法人の営農再開時の営農指導、経営指導など

も行っている。新設法人では出荷先がほぼ農協というところも多く、市場出荷に加えて、スーパーとの契約取引の仲介なども行っている。JA仙台は、井土生産組合に対し出資による支援も行っている。

組織化・法人化の進展に合わせて、農協の体制も整備されつつある。担い手担当部署がすでに設置されている農協も、今後設置予定の農協もある。たとえば、JA名取岩沼では、担い手組織の支援を目的として営農部に営農支援対策班を設置しており、JA仙台では、営農部担い手支援課が管内の集落営農組織の支援に取り組んでいる^(注2)。

(注2) 名取岩沼農業協同組合(2013)、仙台農業協同組合(2013)

(2) 施設園芸における事例

a 法人等の概要

施設園芸では2つの法人と1つの任意組

合に聞き取り調査を行った(第2表)。

南三陸町復興組合「華」は4戸の農家による任意組合で、輪菊をハウス(1.47ha)と露地で栽培している。株式会社スマイルファーム石巻は3戸の農家による株式会社で87aのハウスで中玉トマトを生産している。株式会社みちさきの構成員は被災した5戸の農家であるが、そのうち会長と社長は震災前からそれぞれ農業生産法人である株式会社舞台ファームと有限会社アズーリファームの社長である。養液栽培施設3棟(計2.8ha)で、葉物野菜とイチゴ、トマトの養液栽培を行っており、カット野菜にも取り組む予定である。

b 設立の経緯

南三陸町復興組合「華」と石巻市のスマイルファーム石巻は、東日本大震災農業生

第2表 施設園芸の法人の現状と課題

	南三陸町復興組合「華」	スマイルファーム石巻	みちさき
設立時期	11年11月	12年1月	12年7月
法人形態	任意組合	株式会社	株式会社
所在地	南三陸町	石巻市	仙台市
構成員(役員)	4名(3名)	3名(3名)	5名(2名)
施設規模	ハウス1.47ha(他に露地栽培)	ハウス2棟(87a)	大規模養液栽培施設3棟(2.8ha)
経営内容	菊(露地栽培と施設栽培)	中玉トマト(養液栽培)	葉物野菜・イチゴ・トマトの養液栽培, カット野菜
法人の設立理由と設立の経緯	農業生産対策交付金の利用には3戸以上の組織化が要件となっているため、被災した菊農家が震災直後から輪菊栽培の再開に向けた話し合いを再開し、交付金申請を経て、復興組合を設立	農協の園芸産地復興モデル事業の応募条件が3戸以上の法人であったため、被災したトマト農家3名が法人を設立することとした。応募、認定後、法人を設立	仙台東部地域6次産業研究会の検討結果を事業化するために、法人を設立
東日本大震災農業生産対策交付金の利用	○	○	○
今後の課題	山の土を客土したため品質が低下しており、品質の向上を目指す	新しい栽培方法への対応、規模拡大、安定的な販売先確保、雇用者の働き方、重油高騰への対応	早期の黒字化 安定的な品質、価格、収量の追求

資料 各法人への聞き取り調査から作成
(注) 経営内容は今後の予定を含む。

産対策交付金の利用を機に組織化を行っている。

南三陸町復興組合「華」の場合には、津波被害を受けた輪菊産地の4名の若手農業者が、被災直後から復興に向けた話し合いを続けており、それに対して東日本大震災農業生産対策交付金を活用してJA南三陸が農地の復旧、施設・農機具類を導入し、南三陸町復興組合「華」が貸与を受ける形で活動を開始した。

JAいしのまきは園芸産地の復興のモデル事業として、東日本大震災農業生産対策交付金とJAグループ支援金を使って2地区で園芸施設を整備した。その貸与の条件が3戸以上の法人であったため、津波により全ての施設を失ったトマト農家3戸が借受希望者として応募し、農協から認定を受け、株式会社スマイルファーム石巻を設立した。

みちさきは、仙台市の津波被災地域での農業復興の方向性を検討した仙台東部地域6次化産業研究会での研究成果を具体的に事業化するために設立され、研究会での検討をもとに、先端技術を用いた大規模な養液栽培を行っている。関根(2013)によれば、仙台東部地域6次化産業研究会は、11年12月に舞台ファーム社長の呼びかけで発足し、アズーリファーム社長が副会長を務めた。地元農家のほかに、カゴメ、日本IBM、カメイなどの企業が参加し、東北農政局、東北経済産業局、仙台市、JA仙台もオブザーバーとして参加した。

c 外部からの支援

南三陸町復興組合「華」に対して、農業改良普及センターは土壌分析や技術指導を行い、農協は設立時からの話し合いに参加して園芸施設(リース事業)の事業主体となったほか、重油高騰時の補助や農産物の販売を行っている。

スマイルファーム石巻は、農協から法人化の手続き、収支や借入金の試算、公庫資金の借入相談など、さまざまな支援を受けている。また、新たに取り組んだロックウール培地での養液栽培の方法については、業者のほか、地元の農業法人にもアドバイスを受けている。

みちさきは、仙台東部地域6次化産業研究会で日本IBMやカゴメの提案した技術やシステムを参考にし、ITや養液栽培等での先端技術を取り入れている。また、農業法人同士の情報交換により学ぶことも多いという。

3 組織化・法人化に伴う今後の課題

(1) 法人等の当面の課題

聞き取り調査の結果も含めて、組織化・法人化に伴う今後の課題をまとめてみたい。

まず、土地利用型の法人の場合には、農地の集約化と大型農業用機械や施設の整備、そして複合経営化が、営農開始の時点から可能となっており、これらの点では個人経営では難しかった法人・組織ならではのメリットを享受しているといっていよう。施設園芸の場合にも、耐久性の高い施設の

建設、養液栽培のシステムの導入、ITによる栽培管理等が行われている。また、今後も複数の農業者による経営によって、技術水準の全体的なレベルアップや専門化も可能となろう。

しかし、法人等の被災地における農業経営は当面以下のような課題も抱えている。

第1は、急速な規模拡大と組織体制の変化、そして栽培品目や栽培方法の変化に対応して、早期に経営の安定化を図ることである。

筆者が訪問した組織の役員は、おおむね震災前から専業で農業経営を行っていたが、それでもこれまでにない大規模な経営や組織体制の変化、新たな栽培品目や栽培方法の変化に対する不安の声も聞かれた。また、みちさきでは、早期の黒字化を達成するために、頻繁に検討会を行って、栽培方法や経営の見直しを行っている。新たに雇用労働力を使うことを課題とする声もあった。

第2は、農地や水の問題への対処である。まだ沿岸部では水没している地域もあり、農地の復旧の遅れが懸念されている。また、地盤沈下や農地の塩害、地下水の塩分濃度の上昇という問題を抱える地域もある。

第3は、安定的な販売である。法人経営の場合には雇用を抱えることが多く、安定的に収益を確保するために、価格や数量が安定している契約取引が望ましい場合がある。また、被災地の農産物としての小売での特別な取り扱いも時間を経れば難しくなることを考慮して、安定的な販売先を確保するために、品質の向上や差別化を図ることが必要と考える経営体もあった。

第4に、法人等ならではの経営リスクもある。家族経営や兼業農家であれば、農業経営のリスクをある程度家族内や兼業収入によって吸収することができたが、農業専業となり雇用者を抱え、さらに大規模化した経営体では、これまでのようリスクのバッファーはない。多角化や資本の蓄積など経営内で吸収することが必要になるだろう。

第5は、地域コミュニティとの関わりである。沿岸部の玉浦南部生産組合の地域は災害危険区域に指定されており、井土生産組合では、地域が壊滅的な被害を受けて、数戸の年配の方しか残らなくなっている。地域の名前をなくさないことや地域のつながりを維持することを、これらの法人は法人の設立目的とし、課題としている。

(2) 法人等の中期的な課題

中期的には、第1には今後の経営の進展や環境の変化に対応した、規模や品目の変化、6次化などの経営展開が課題となろう。既存の大規模な農業法人のこれまでの経営展開をみると、次々に新たな試みに着手し、また環境変化に応じて大きく経営方針を転換する法人もある。そのような経営展開が可能かどうか、法人等が長期に継続し発展する一つの要因といえるのではないか。

第2には、大型の農業用機械や施設が交付金によって整備されたが、施設更新の場合には、自己資金が必要である。そのため備えとして、内部留保を積み立てておくことが必須と考えられる。

(3) 農地や施設と担い手の関係

最後に、法人や組織経営体自身の課題ではないが、地域農業の持続的な発展という点から農地や施設と担い手の数の関係について言及したい。特に、土地利用型農業経営においては、被災後に、復旧した農地の規模にちょうど見合う数の担い手がいたわけではなく、農地の規模に比べ営農希望者が多い場合も少ない場合もあったと考えられる。

営農希望者が多い場合に、政策的な誘導や地域での話し合いの結果、離農したものが少なからずいるだろう。大村（2013）は、100haの農地に50戸の農家があった場合、1つの経営体による営農では4～5名で通年営農することが可能なため、農家が戸主とその配偶者2名での営農を想定すると、100人のうち95人が就業機会を失うことになり、復興特需の終了後の被災地での就労機会の創出が大きな課題であるとしている。

また、営農希望者が多く、農地の集積や大規模化が進まない場合もある。仙台東地区の内陸部ではすでに農地の原状復旧により個別農家が営農再開を開始しており、今後の圃場整備工事前の換地の合意は遅れている。

一方、営農の条件が厳しい地域の場合には、圃場整備後に担い手が不足することが大きな問題となっている。岩手県や宮城県の内陸部では、被災した圃場ごとの面積が小さいために効率化が難しく、さらに圃場が山あいには散在しているために1つの経営体で複数の圃場を経営することも難しい。

加えて半農半漁中心で専業農家が少ないこともあり、担い手の確保が難しい状況にある。行政や農協による、担い手の候補への説得などが行われているが、農協自らの農業経営やJA出資型法人が圃場整備後の担い手となることについて検討が必要な場合もあろう。

農地や施設と担い手の適正なバランスは、技術革新や経営内容の変化、農産物価格や資材価格など外部環境の変化によっても変わってくる。また、農業者の意向や動向は変化するものであり、個別経営を行っていても、高齢化や後継者不足によって数年後には農地の貸し手になるものもでてくるだろう。

集落営農組織や法人等の設立までというだけでなく、中長期的に農地や施設の利用調整を行っていく体制も必要と考えられる。

(4) 必要な支援と農協の役割

法人などの組織経営体には、今後、さまざまな課題への自らの対応力が求められるわけだが、その対応力を補強する意味でも外部からの支援の役割は大きい。

前述のとおり、地域の農業改良普及センターでは、被災者全体への支援とともに、対象を法人や組織経営体に集中して、法人設立支援から経営開始後の技術指導、経営指導を行って、早期の経営の安定を図っており、県の支援制度による専門家派遣の利用も勧めている。

農協においても、法人、組織の担当部署を設置するなど、体制を整備しつつある。総合事業と系統組織という特性を生かして、

営農指導、経営指導にとどまらず、販売、金融など多面的に対応することが可能であろうし、外部の専門家の組織化や、後述のような法人等の横の連携の仕組みづくりに関わっていくことも必要であろう。また前記(3)に取り上げたように、農地や施設と担い手の適正なバランスは変化することや、今後個別経営が高齢化等により離農するケースも想定される。このため中長期的に農地や施設の利用調整に関わって、そのときどきの最適な資源の利用関係を作り上げていくことが必要であろう。

農協、農業改良普及センター等さまざまな地域の機関が連携して、法人や組織の多様なニーズ、大規模経営体や栽培技術の高度化した経営体の要望にこたえられる体制が必要となろう。

さらに、法人等の、被災地域を越えた連携も重要であろう。今直面している課題への解決方法や、今後経営の成長する過程での展開方法など、他の経営体から学ぶものは多いと思われる。

おわりに

我々が聞き取り調査を行った法人や組織は、1つの法人を除き、すでに営農を再開しているが、予定されている農地の一部のみ営農再開のところもあり、また新しい施設での栽培や土の取扱いに試行錯誤している段階の経営体もある。そういう状況でさまざまな課題を抱えつつも、今後の農業経営や地域への思いを語っていただいた。今

後は、農地の復旧に応じて経営規模が拡大し、また新たな施設や栽培にも慣れて安定的な経営への移行を図る、新たな経営の局面を迎えることと思う。

国の復興の基本方針や地方自治体の復興計画では、地域農業の担い手確保のために将来像をつくる必要があると書かれているが、地域農業の将来像をこれから描いていくのは、これらの法人や地域の担い手自身であり、今後の彼らの経営展開がそのまま被災した地域の農業の将来像となる。そして、それが日本の農業の将来像のモデルとなるだろう。これらの法人等を含む多様な担い手による主体的な取組みに対して、農協は、地域に根付き組合員の意思反映を活動の根幹とする協同組合だからこそ、継続的に関わっていくことが必要であり、可能であると思われる。

<参考文献>

- ・岩沼市(2011)「岩沼市震災復興計画 マスタープラン」9月
- ・大村道明(2013)「復興への『壁』崩し『希望』の人材育成を」『AFCフォーラム』3月号
- ・関根佳恵(2013)「東日本大震災の復興特区における新たな野菜生産の取り組み～株式会社みちさきを事例として～」『月報野菜情報』12月号
- ・仙台市(2011)「仙台市震災復興計画」11月
- ・仙台農業協同組合(2013)「信用事業強化計画の履行状況報告書」12月
- ・名取岩沼農業協同組合(2013)「信用事業強化計画の履行状況報告書」12月
- ・農林水産省(2013)「農業・農村の復興マスタープラン」11年8月26日決定、13年5月29日改正
- ・東日本大震災復興対策本部(2011)「東日本大震災からの復興の基本方針」11年7月29日
- ・舟山和弘(2013)「大規模トマト栽培を中心とした石巻周辺の震災復興」『施設と園芸』No.162(2013夏)
- ・宮城県石巻農業改良普及センター(2013)「平成25年度普及指導計画 明日への前進 元気農業の再興」

(さいとう ゆりこ)

大震災から3年を経た農業復旧・復興 施策の動向と農協の取組み

主席研究員 内田多喜生

〔要 旨〕

- 1 発災後3年を経過した被災地の農業の復旧・復興の現状を確認するとともに、今後の農業の復旧・復興の課題及び農協としての必要な取組みについて、主に岩手・宮城・福島の被災3県の取組みにより確認する。
- 2 被災3県の農地及びその関連施設の復旧では、宮城県では相対的に早期に復旧が進み、岩手県、福島県では遅れている。営農再開状況も同様であるが、とくに、福島県では原発事故の影響が大きい。農業産出額をみると、宮城県の野菜、福島県の野菜・果樹、畜産の回復に遅れがみられる。宮城県は主に栽培面積の減少が、福島県については、栽培面積・飼養頭数の減少とともに風評被害の影響もあるとみられる。
- 3 地域により、農地復旧や農業者の営農再開状況に違いがみられるが、それぞれの地域に応じ、さまざまな施策による支援が行政及び農協及びJAグループ、民間団体等により取り組まれている。
- 4 支援の内容は、大きくは施設等ハードの整備の支援と、それを担う農業者の確保、生産物の販売支援といったソフト面の支援に分けられる。施設等ハード面では、東日本大震災農業生産対策交付金や復興交付金事業さらにJAグループ等により支援が行われている。一方、ソフト面では担い手となる農業者の育成・確保の取組み等に加え、JAグループによる商談会やビジネスマッチング、「復興応援 キリン絆プロジェクト」等販売面でも様々な取組みが行われている。
- 5 更に進む農業生産基盤の復旧・復興に合わせて、営農再開した農業者や新たな経営体の農業経営を軌道に載せることが農協及びJAグループの重要な課題となる。一方で、これからの営農再開者が不利にならないよう行政への働きかけや、その環境整備のための取組みも継続する必要がある。

目次

はじめに

1 農地・農家・農業生産の復旧・復興

- (1) 農地及びその関連施設
- (2) 農業者の営農再開
- (3) 農業産出額と農協の販売品取扱高

2 農業関連の主な復旧・復興施策

- (1) C1事業・C4事業実施による土地利用型
農業の再建事例
- (2) C4事業による園芸団地の再建事例

(3) 販売促進等の取組み

3 今後の課題

- (1) 販売促進活動・6次化への取組支援
- (2) 担い手として新たに設立された経営体の
支援
- (3) 農協自身もしくは子会社を通じた地域
農業振興
- (4) 被災地の農協のマンパワー不足への支援
おわりに

はじめに

2014年3月で東日本大震災の発災から3年が経つ。被災地では、依然として厳しい環境のなか、懸命に復旧・復興活動が続けられている。

本稿では、大震災からの農業復旧・復興の現状を統計データ等で確認するとともに、復旧・復興のための農協や農業関連団体等の取組みを公表資料や聞き取り調査等によりみていく。

それにより、被災地の農業復旧・復興のための現在の課題を確認し、今後の農協の取組みの進め方等についても考えることとしたい。ただし、被災地は広域にわたり、その取組みは膨大かつ多様である。本稿で取り上げる取組みはそのごく一部であることに留意していただきたい。なお、統計データは岩手・宮城・福島の被災県（以下「被災3県」という）を、具体的な取組み等については、宮城県、岩手県を中心に、みていく

こととする。

1 農地・農家・農業生産の復旧・復興

ここでは、被災3県の農地及び農業関連施設、農業経営、農業産出額の復旧状況をみていく。

(1) 農地及びその関連施設

まず、生産基盤である農地及び関連施設の被災3県における復旧・復興状況について概観する。第1表にあるように、農地については被災した20,530haのうち、約6割の12,520haが13年5月時点で営農再開が可能な状況となっている。また、被災した99か所の排水機場のうち80か所が13年9月末時点で復旧完了または復旧作業が実施中となっている。

このように農地及びその関連施設については、13年中にその復旧もしくは整備済みが過半を超えており、全体的には復旧が着

第1表 農地及びその関連施設の復旧・整備状況
(岩手県・宮城県・福島県)

	被害状況	進捗状況	時点
農地	20,530ha	61%(約12,520haで営農再開が可能)	13年5月末時点
主要な排水機場	復旧が必要な主要な排水機場(99か所)	81%(復旧完了または実施中:80か所)	13年9月末時点
農地海岸堤防	本格復旧が必要な農地海岸(113地区)	65%(復旧完了又は実施中:74地区)	13年10月末時点

資料 東北農政局「復旧・復興に向けた東北農政局等の取組状況(平成25年12月)」から作成

実に進んでいることがうかがえる。

ただし、農地の復旧状況は被災3県で大きく異なる。第2表にあるように、被災農地面積が14,340haと全体の7割を占める宮城県では、復旧が最も早く進んでいる。13年度までに営農再開となった農地は全体の76%と8割近い(14年度再開見込みを含めると87%と9割近い)。一方、岩手県、福島県は13年度までに営農再開となった農地がそれぞれ36%、25%に過ぎない。

営農再開年度が示されていない農地をその要因別に分類した計数によれば営農再開に至っていない要因も、県別に大きく異なっている。岩手県では、「被害甚大等」が71%

を占め、福島県では「避難指示区域」が59%を占め最も大きい。また、宮城県は、農地復旧を前提にした大区画化等が52%を占め最も多く、他の2県とは様相が異なっている。

このように、農地復旧に関しては、宮城県では大区画化

のための圃場整備に時間がかかる農地を除き復旧にはほぼ目途がつつある。一方、岩手県では被害面積そのものは小さかったものの、リアス式海岸に沿った狭隘な農地が深刻な津波被害を受けたため、また、福島県では避難指示地域内に多くの農地が取り残されていることで復旧が遅れている。

(2) 農業者の営農再開

次に、農業者の営農再開状況について13年3月11日現在の被災3県の営農再開状況をみることにする(第3表)。同表にあるように、全体では被災した農業経営体のうち約7割が営農再開に至っているが、津波に

第2表 被災3県の農地の復旧状況

(単位 ha, %)

	被災農地面積合計	年度別営農再開面積				13年度までに再開(%)	14年度までに再開(%)	営農再開年度が示されていない農地の内訳(構成比)				
		11年度	12	13	14(見込み)			全体	大区画等	被害甚大等	避難指示区域	(転用見込み含む)
被災3県合計	20,530	1,290	5,950	5,280	2,230	61.0	71.8	100.0	36.9	12.3	36.7	14.2
岩手県	730	10	100	150	160	35.6	57.5	100.0	25.8	71.0	-	3.2
宮城県	14,340	1,220	5,450	4,240	1,560	76.1	87.0	100.0	51.9	26.2	-	21.9
福島県	5,460	60	400	890	510	24.7	34.1	100.0	30.0	-	58.9	11.1

資料 第1表に同じ

(注) 色網かけは県別に再開年度未定農地の内訳で割合がもっとも大きいもの。

よる被害を受けた農業経営体では5割弱にとどまっております、津波被災地の農地復旧の遅延の影響がうかがえる。

なお、被災3県のなかで、津波による被害を受けた農業経営体の営農再開割合が最も低いのは福島県の2割であるが、これには当然のことながら原発事故が影響している。農林水産省が同時に調査した営農再開できない理由の回答でも、第4表にみられるように、岩手県、宮城県では、「耕地や施

設が使用（耕作）できない」とする回答が圧倒的に多いが、福島県では「原発事故の影響」の回答が圧倒的に多くなっている。

前述の通り、被災地での農地やその関連施設等の生産基盤復旧の進捗状況は地域ごとにばらつきが大きく、そのことが、それら生産基盤をもとに営農活動をする農業者の営農再開状況にも影響している。地域によって営農再開の目途がたたない農業者もまだまだ多く、先に営農再開に至った地域と、そうでない地域で格差が広がりつつあるといえよう。

第3表 被災3県の営農再開状況(2013年3月11日現在)

(単位 経営体、%)

	被災農業 経営体数 (a)	営農再開 農業経営 体数 (b)	営農未再 開農業経 営体数 (a-b)	営農再開 割合 (b/a)
被災3県合計	32,190	22,260	9,930	69.2
うち津波被害	9,380	4,300	5,080	45.8
岩手県	7,700	7,450	250	96.8
うち津波被害	480	230	250	47.9
宮城県	7,290	4,710	2,580	64.6
うち津波被害	6,060	3,500	2,560	57.8
福島県	17,200	10,100	7,100	58.7
うち津波被害	2,840	570	2,270	20.1

資料 農林水産省「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況」(13年3月11日現在)から作成

第4表 営農再開できない理由(複数回答)

(単位 %)

	生活拠点が定まらない	耕地や施設が使用(耕作)できない	農機具が確保できない	農業労働力が足りない	営農資金に不安がある	原発事故の影響	その他(病気やケガ等)
被災3県合計	9.3	21.9	11.2	1.9	8.3	80.4	0.2
岩手県	63.6	97.4	37.9	-	38.9	-	-
宮城県	37.7	95.5	52.3	7.2	38.2	-	1.2
福島県	2.9	7.5	3.6	1.1	2.4	96.2	-

資料 第3表に同じ

(注) 原発事故の影響による場合を除く。

(3) 農業産出額と農協の販売品取扱高

最後に、農業産出額と農協の販売品取扱高の推移をみていく。被災3県の主な品目別農業産出額の推移をみたものが第5表で

第5表 被災3県の農業産出額の推移

(単位 億円、%)

	10年 (a)	11 (b)	12 (c)	増減率 (c/a)	増減額 (c-a)
全国	81,214	82,463	85,251	5.0	4,037
うち米	15,517	18,497	20,286	30.7	4,769
野菜	22,485	21,343	21,896	△2.6	△589
果実	7,497	7,430	7,471	△0.3	△26
畜産	25,525	25,509	25,880	1.4	355
岩手県	2,287	2,387	2,476	8.3	189
うち米	456	582	656	43.9	200
野菜	260	265	240	△7.7	△20
果実	104	113	119	14.4	15
畜産	1,325	1,293	1,334	0.7	9
宮城県	1,679	1,641	1,810	7.8	131
うち米	667	749	885	32.7	218
野菜	268	222	217	△19.0	△51
果実	22	23	22	0.0	0
畜産	640	584	626	△2.2	△14
福島県	2,330	1,851	2,021	△13.3	△309
うち米	791	750	867	9.6	76
野菜	551	389	436	△20.9	△115
果実	292	197	212	△27.4	△80
畜産	541	417	388	△28.3	△153

資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成

ある。

同表にみられるように、被災3県の12年農業産出額は、岩手県、宮城県では10年をわずかに上回るが、福島県では大きく下回っている。ただし、岩手県、宮城県も、その増加はほとんどが米（単価の上昇）によるものである。野菜については、3県とも10年の水準を下回り、とくに宮城県、福島県は約2割も落ち込んでいる。また、福島県については、果実、畜産の落ち込みが突出して大きい。宮城県は主に栽培面積の減少が、福島県については、栽培面積・飼養頭数の減少とともに風評被害の影響もあるとみられる。

さらに、津波被災を受けた沿岸部市町村を管内とする農協の販売品取扱高の推移をみたものが、第6表である。被災市町村では農業産出額の回復が遅れているとみられ、被災市町村を管内とする農協の販売品取扱高も多くが大震災前を下回っている。とく

に、管内農業生産基盤の大半が大震災の影響（福島県においては原発事故の影響も加わり）を受けた宮城県南部、福島県沿岸部での回復が遅れている。

2 農業関連の主な復旧・復興施策

上記のように、被災3県の農業産出額や被災市町村を含む農協の販売品取扱高の推移をみると、津波被災市町を中心に、農業生産の回復はまだまだ途上にあることがうかがえる。そのため、被災地では早期の農業復旧・復興を図るために、以下にみるような様々な施策が行われている。

第1図は、大震災発生後にとられた各種の施策と農協の対応について、農林水産省資料をもとに、筆者が農協の取組みを追加し作成したものである。

11年は、まず、津波被災を受けた地域を中心に、応急的な対応を含め現在も続く災害復旧事業により、農地やその関連施設の用排水機場や農地の復旧が進められた。

また、それら地域で農地や農機等の生産手段を失った農業者の所得確保のため、被災農家経営再開支援事業が実施された。これは、被災農家で組織された復興組合による復旧作業へ支援金を交付するものである。農地の復旧により徐々にその対象面積は縮小している。

さらに、一部の農業者は国による東日本大震災農業生産対策交付金等の施策や全農の災害対策積立金等JAグループの支援に

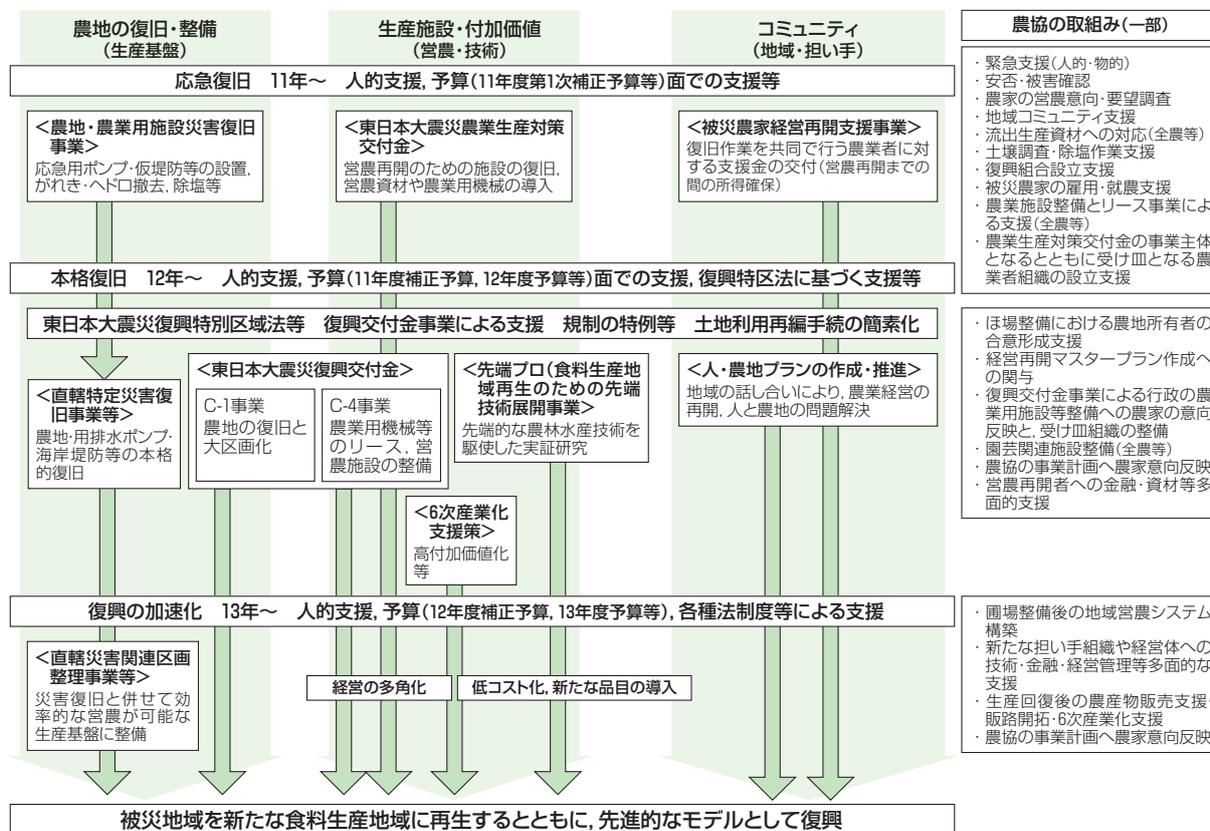
第6表 被災3県の被災沿岸市町村を含む
主な農協の販売品取扱高

(単位 億円, %)

		10年度 (a)	11 (b)	12 (c)	増減率 (c/a)	増減額 (c-a)
岩手県	JA新しいわて	406	400	399	△1.7	△7
	JAいわて花巻	193	231	240	24.6	47
	JAおおふなど	10	7	7	△25.9	△2
宮城県	JA南三陸	12	10	10	△12.6	△1
	JAいしのまき	104	120	113	8.5	9
	JA仙台	40	40	37	△8.8	△4
	JA名取岩沼	32	22	22	△32.5	△10
	JAみやぎ亘理	54	21	26	△52.2	△28
福島県	JAそうま	102	47	28	△73.0	△75
	JAふたば	30	4	1	△96.8	△29
	JAいわき市	25	17	22	△12.2	△3

資料 各JAディスクリート誌等から作成

第1図 農業・農村の復旧・復興関連施策の概観
— 施策・事業の大まかな体系 —



資料 第1表に同じ

より, 比較的早期に農業用施設や農業用機械を確保した。東日本大震災農業生産対策交付金は14年度も復興庁予算が75億円計上されている。

東日本大震災農業生産対策交付金の活用では, たとえば, JAいしのまきが, 管内の被災農業者が設立した法人に対し, 同交付金及びJAグループ支援金を活用して施設を整備し, 貸与した事例があげられる。具体的には, 被災した園芸農家が設立した株式会社イグナルファーム(東松島市, 11年12月設立), 株式会社スマイルファーム石巻(石巻市, 12年1月設立)に対し, それぞれ1ha規模の養液栽培施設・ハウスを貸与し, こ

れら農業者の早期の営農再開(12年5月)を可能にした。

次に, 復興交付金事業である。11年度補正予算から始まった復興交付金事業は, 地方負担が追加的な国庫補助及び地方交付税の加算により全て手当てされ, 被災地での期待が非常に高かった。そして, 復興交付金事業のなかで, 農業復興のために取り組まれている主な事業としては, 農地復旧と合わせて圃場整備等を行う農山漁村地域復興基盤総合整備事業(以下, 本稿では同事業の復興交付金基幹事業番号であるC-1から「C1事業」という)と, 被災地の市町村が農業用施設・農業用機械等を取得し農業者に

貸与等する被災地域農業復興総合支援事業（以下同様に「C4事業」という）がある。周知の通り、前者は、主に津波で被災した沿岸部で取り組まれており、後者は、津波で被災した沿岸部での担い手組織の営農再開や、沿岸部で被災した施設園芸農家の内陸部での営農再開等に利用されている。

農地に関するC1事業について、津波による被災面積が最も多かった宮城県では、沿岸15市町のうち10市町で取り組まれており、対象となる農地面積は仙台東地区での国の直轄事業も含めれば約8,000haに上る。さらにそれに合わせて設立された担い手組織に、C4事業で農業用施設等を貸与する取組みも各地で行われている。

(1) C1事業・C4事業実施による土地利用型農業の再建事例

管内の沿岸部農地が津波により大きな被害を受けたJA名取岩沼管内では、15年度までに名取市・岩沼市を合わせ約1,300haの圃場整備が行われる。農協は、行政・土地改良区・県農業改良普及センター（以下「普及センター」という）等と連携しながら、集落説明会等を活用し地権者・耕作者に工事計画等の説明を行うとともに、農地利用集積円滑化団体として、圃場整備完了後も見据えて農地集積に取り組んでいる。

そして、両市では、C4事業を利用して、圃場整備に合わせ農業用施設・機械等（トラクター、乾燥調整施設等）を貸与する事業も並行して進めている。対象地域では、被災農業者が単独で営農再開をする状況にな

く、農協や普及センターの支援により、担い手となる組織経営体が複数設立されている。

たとえば、岩沼市の寺島釜崎地区では、被災した農家15名が構成員となり、農事組合法人玉浦南部生産組合が13年2月に設立された。同法人の設立にあたっては、農協は事務手続き等の相談に対応するとともに、13年産米の作付けに向けて農協が農地利用集積円滑化団体として支援した。また、JAバンクから生産資材の支援も行われた。

JA名取岩沼では、13年4月に営農部内に営農支援対策班を設置し、玉浦南部生産組合のように、新たに立ち上がる生産者組織の営農活動や各種相談等への対応を強化している。

(2) C4事業による園芸団地の再建事例

次に、沿岸部で被災した園芸団地の復旧を支援するためのC4事業の取組みについてである。

a 亘理町・山元町のいちご団地

この取組みで最も大きいものは、宮城県南部のJAみやぎ亘理管内の亘理町・山元町のいちご産地復興のための取組みである。

JAみやぎ亘理管内は、大震災前は「仙台いちご」として東北一のいちご産地として有名であった。しかし、大震災により、いちご農家380戸のうち95%、356戸（面積では91ha）が壊滅的な被害を受けた。

そのため両町では、いちご産地の復興のため、C4事業によりいちご団地を整備す

ることを決定。13年9月からの作付けを目指し取組みを進めた。両町では12年12月から造成工事が始まり、一部工事の遅れはあったものの、育苗施設が13年5月に、次いで、栽培施設が13年9月に農家へ引き渡された。いちご団地では、亘理町99名、山元町52名の計151名の被災した生産者が、団地7か所（栽培ハウス面積約35ha）でいちご栽培に取り組む。そして、いちご団地では、13年11月から順調に出荷が始まっており、管内のいちご栽培面積は大震災前の約7割にまで回復している。

なお、両町が整備したいちご団地での栽培方法は、用水確保の問題もあり、従来の土耕栽培から高設ベンチ養液栽培に切り替わった。ほとんどの農家が初めての栽培方法となるため、農協では、営農再開前に普及センター、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、農業・園芸総合研究所とともに、「いちご団地栽培支援チーム」を組織し集合研修等を実施するとともに、営農再開後も、各農家を農協担当者が巡回し、各種相談等に当たっている。また、集出荷においても、被災した集出荷施設に代わり、新たに町が整備した集出荷施設の運営を農協が担い、従来の6か所の集出荷場を1か所に集約することで、効率的な集荷と有利販売の実現に取り組んでいる。

b 石巻市の施設園芸団地

沿岸部に展開していた園芸団地が被災した石巻市では、C4事業により内陸部での園芸団地再建が計画されている。具体的に

は、石巻市須江・蛇田地区の12haの敷地に、鉄骨ハウス、パイプハウス合わせて32棟を市が整備し、新たに組織された法人等に貸与する。JAいしのまきでは、被災農家が組織する担い手法人の設立支援や復興交付金事業の申請事務の支援を行った。

同団地は13年11月7日には起工式が行われ、年度内に完成予定である。主に、トマト、いちご、きゅうり等が栽培される。これらの園芸団地で本格的に営農が再開されると、既に再開した農業者も含め、「園芸部門は震災前の生産量にまで回復する見通し」（JAいしのまきホームページより）となっている。

(3) 販売促進等の取組み

復興交付金事業等各種の施策により、農地や農業用施設の整備が進むなか、13年度は、営農再開した経営体で生産された農産物の販売促進や6次産業化支援等の取組みも農協の重要な課題となっている。

例えば、各地でJAグループによる復興商談会が取り組まれている。14年2月19日には、JAグループ主催による被災3県を中心とした東北6県の東北復興商談会が開かれた。これは12年2月、13年3月に次ぐ3回目である。各県域でも取組みが進み、13年11月にはJAグループ福島が「おいしい福島食の商談会2013」を開いた。商談会には県内の農協、漁協、生産法人など41団体が出席し、バイヤーは県内だけでなく全国の小売、食品加工、外食、ホテルなど50の企業が参加した（13年11月21日付農業協同組合新聞）。

個別農協の販売促進のための事例も数多くみられるが、例えばJA南三陸では、震災からの復興を図るため設立された管内の階上大谷生産組合（同組合の立ち上げに農協は東日本大震災農業生産対策交付金によるリース事業で支援）が生産する特産の「気仙沼茶豆」の販売推進や、震災前から行っていた地元特産野菜を「春告げ野菜」としてブランド化する取組みを、「復興応援 キリン絆プロジェクト」^(注1)等を活用し強化している。「気仙沼茶豆」の販売推進では13年9月19日に「気仙沼茶豆&アンジェレ大収穫祭」をキリンビールと共催したほか、同プロジェクトによるブランド育成支援として、全国のキリンシティ36店舗と、キリンビール仙台工場内のレストランで「気仙沼茶豆」の取り扱いも始まった。

(注1) キリングループでは、東日本大震災の復興支援にグループをあげて継続的に取り組むべく「復興応援 キリン絆プロジェクト」を11年に立ち上げ、3年間で約60億円を拠出することを決め、活動を進めている。農業支援活動については12年までは、復興支援第1ステージとして、営農再開に必要な農業機械の購入支援を行い、13年からは、第2ステージとして生産支援だけでなく、農作物・水産物のブランド育成支援、6次産業化に向けた販路拡大支援、将来にわたる担い手・リーダー育成支援などを展開している。（キリンホールディングスHPより）。

3 今後の課題について

(1) 販売促進活動・6次化への取組支援

被災3県の農業復旧・復興は、被害が深刻な一部地域や原発事故で早期復旧が不透明な地域を除けば、生産基盤の回復も着実に進み、営農再開した農業者も13年3月段

階で約7割となっている。そのため、営農再開で生産された農産物を、いかに有利・付加価値販売につなげるかが、農協の大きな課題になってきている。聞き取り調査では、出荷再開時の販路確保の難しさや、風評被害による価格下落を懸念する声もきかれた。

14年度以降も、農地復旧や圃場整備完了、園芸施設の整備等で生産はさらに回復するとみられる。難しい状況ではあるが、風評被害払拭のための取組みとともに、販売支援活動や6次産業化等への取組みを、行政・普及センターや民間団体等との協力のもと、さらに強化していく必要がある。

(2) 担い手として新たに設立された経営体の支援

今回みたように、被災地域では復興交付金事業等による施設整備や圃場整備後の担い手として、組織経営体が多く設立されており、それらの経営を軌道に乗せるための支援も農協およびJAグループにとって大きな課題となろう。

例えば、①土地利用型農業では、米の収益環境が厳しいことから、園芸作物等による収入の多角化や、②施設園芸については、新技術の導入や大規模化に伴う技術研修や労務管理等への対応が大きな課題となるとみられる。

農協としては、技術面・経営面をトータルで支援していく必要があり、JAグループはもちろん、外部の専門家や普及センター等関連機関と協力していく必要があるとみ

られる。また、地域によっては、そうした組織経営体が隣接し複数設立されるケースがある。農地利用等組織経営体間の営農活動の調整が必要となることも考えられ、その役割を農協が積極的に担うことも、課題となろう。

また、こうした新設法人とのさらなる連携を強めるため、農協がこうした法人に出資している事例もある。例えば、JA仙台では、震災後の地域農業の再建と農地維持を図るため13年1月に設立された農事組合法人井土生産組合に出資を行っている。同組合は、震災で甚大な被害を受けた仙台市若林区井土地区の農家15戸が出資し設立され、C4事業の対象にもなっている。JA仙台は同組合の法人設立を支援するとともに、「今後、経営や税務などのマネジメントの支援^(注2)などを行う」としている(13年7月31日付農業協同組合新聞)。

(注2) JA仙台の「JA仙台の出資による農業生産法人支援方針について」(仙台東部地区農業災害復興連絡会〔第16回資料〕13年7月16日)によれば、農業生産法人との連携について、「地域農業の核となる農業生産法人に対して、地域農業の構成員としてともに手を携えて地域農業の復興と地域資源の維持管理を図るため、JAの出資による農業生産法人の支援に取り組むものとする」としている。

(3) 農協自身もしくは子会社を通じた 地域農業振興

被災地の状況によっては、現地での担い手の確保が難しいケースも考えられる。そこで、農協が子会社を設立し、農業の担い手として活動している事例もある。例えば、福島県のJAそうまは、11年10月に(株)ア

グリサービスそうまを、岩手県のJAおおふなどは、12年8月に(株)JAおおふなどアグリサービスを設立している。

(株)アグリサービスそうまは、現在、被災農家の遊休農地を借り受けての農業生産や、津波被災農地の復旧、牧草地の除染事業等が主要業務であるが、管内で進む大規模な圃場整備も踏まえ、「担い手不足のなか、将来的には地域の稲作を大規模に請け負う事業体として期待されている」(13年11月14日付日本農業新聞)。また、(株)JAおおふなどアグリサービスも、現在は野菜や水稻の育苗、菌床シイタケの栽培、高齢農家からの農作業受託などで地域農業の復興に取り組んでいるが、将来的には、農地復旧後の担い手としての役割も期待されている。

聞き取り調査では、各地で、大震災により担い手が失われており、圃場整備後の担い手確保が大きな問題であるとの声を聞いた。農協もしくは農協出資法人でそうした役割の一部を担う必要性は高いとみられる。

(4) 被災地の農協のマンパワー不足への 支援

災害からの復旧・復興事業が集中するなか、行政と農家との調整や農業復興のための担い手づくり等を担う農協のマンパワー不足も依然深刻な問題である。そのため、農林中金から被災地の農協に職員が継続派遣されているほか、13年度も全国の農協からの人的支援が引き続き取り組まれている。

具体的には、12年度の3JA(宮城県JA仙台に愛媛県JAおちいまばり、JAみやぎ亘理に

長野県JA上伊那, JA南三陸に秋田県JA秋田ふるさと)に加え, 13年度はJAおおふなとへJA香川県から職員が派遣され計4農協から職員が派遣されている(JA全中「東日本大震災からの復興に向けたJAグループの今後の取り組みについて」(13年3月7日))。

JAおおふなとに派遣されたJA香川県職員は, 上記の(株)JAおおふなとアグリサービスの運営に携わっている(13年4月23日付日本農業新聞)。なお, JA南三陸とJA秋田ふるすとは, 職員派遣がきっかけとなりJA職員だけでなく農家の交流も始まり, 13年10月25日には友好JA協定を締結している。

おわりに

被災地での農地や農業用施設等の復旧・

復興には, 一定の進捗がみられ, これら農業生産基盤の復旧・復興に合わせて営農再開した農業者や新たに設立された経営体の農業経営を軌道に載せることが, 被災から3年を経た現時点においては, 農協及びJAグループの重要な課題となってきている。

その一方で, 被害が甚大な地域では, 営農再開にさらに時間がかかる, もしくは再開時期が見通せない農業者も数多く残っている。営農再開のための公的支援が時間経過とともに縮小することも懸念され, 農協及びJAグループは行政への働きかけを含め, 被災者によりそったかたちで, 営農再開支援のための取組みを継続していく必要がある。

(うちだ たきお)



我が国水田農業の多面的役割

東アジアモンスーン地帯では、温暖で水資源に恵まれた気候条件を活かし、特徴ある水田農業が発展してきた。その中で、我が国においては、山地が多く平野部が狭小で、河川が急勾配などの国土条件上の制約があるため、限られた農地の有効活用と水の管理システムの整備が必要とされてきた。特に近世以降、新田の開発や灌漑施設の整備のために相当の投資が進められ、全国に張り巡らされた農業用の用排水路についてみれば、総延長40万km以上(地球約10周分)のストックが形成されるに至っている。我が国水田農業は、先人の長年にわたる努力の結晶としての用排水施設等のインフラや地域の水管理システムの上に成り立っているものと言える。乾燥気候の下で麦、豆類等の畑作を主体とする欧米諸国の農業との比較の際に忘れてはならない点である。

我が国の水田農業の果たす役割や機能についてみると、もちろん第一には国民食料の安定供給である。持続的な農業経営による生産活動が確保されるよう、これからの担い手の育成と農地集積の実現が待ったなしの重要政策課題とされている。同時に、水田農業には国土保全、水源かん養、景観維持などの多面的機能の発揮の役割がある。水田は、雨水を一時的に貯留し、時間をかけて下流に流す流量調整や地下水のかん養など、森林と同じように様々な有益な機能を果たしている。こうした機能はなかなか日常的に実感されにくい面があるが、より分かりやすいものは地域の排水機能であろう。平野部では農地のみならず宅地を含めた広大な土地の排水を多くの土地改良施設(用排水路と排水機場)が担い、集中的な豪雨などの際に改めてその役割が評価されている。

これらの用排水施設の管理は、一般に基幹的施設(河川からの揚水施設、排水機場、幹線水路等)は土地改良区や地方公共団体、支線水路等は水利組合や集落、末端水路は農家というように、体系的に役割分担がなされ、各段階の有機的連携の下に実行されている。また、施設の機能維持のための日常的な維持管理行為が地

域の共同活動で支えられている点に特徴がある。この連携の輪が一部でも崩れれば、営農面にとまらず、地域全体の用排水管理に支障をきたすことになりかねないが、近年の経済社会情勢の変化は、このような地域における管理システムに様々な影響を及ぼしている。

すなわち、非農業的土地利用の増大と産業間の人口移動に伴う農村地域の混住化の進展や急速な高齢化の進行、世代交代による不在村地主の増加等により、共同活動の担い手確保の困難化、地域全体での公平な費用負担の在り方などの課題が生じてきた。また、今後進んでいく農地集積等の農業構造の変化に伴い、地域農業の中心的な担い手が育成される一方で非農家世帯が増加し、かつては均質であった集落構造、地域の住民構成が更に多様化していくことが見込まれる。特に、土地持ち非農家(農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯)が近年増加し、2010年には137万4千戸と総農家戸数(252万8千戸)の約5割に相当するに至った。従って、今後とも地域資源の管理のための共同活動を持続させていくには、担い手農家だけでなく、土地持ち非農家をはじめとして幅広い地域の関係者の協力を得ていくことが不可欠になる。地域の特性を踏まえつつ、関係者の合意のもと保全管理の目標を明確にし、そのための地域内の共同活動、負担等に関する役割分担を定め、実行していくことが望まれる。

こうした状況を踏まえ、近年、地域共同による農地・農業用水等の保全管理活動を支援するための助成措置が講じられてきたが、今般新たに日本型直接支払制度が創設され、農業の多面的機能の維持・発揮のための活動支援が強化されようとしている。また、各地で「人・農地プラン」の策定が進められるとともに、新たに農地中間管理機構による農地の中間的受け皿機能が導入されるが、水田農業が円滑に展開されていくためには、青年層の新規参入を含めた多様な担い手の育成と併せ、地域の合意のもとに農地・水の持続的な保全管理の体制が整備されていくことが重要なポイントになるものと言えよう。

((株)農林中金総合研究所 顧問 小林芳雄・こばやし よしお)

〈講演録〉 宮城県の漁業・漁村の復興に向けた 漁業協同組合の取組み

講師 船渡隆平
〈宮城県漁業協同組合 専務理事〉

〔講師と講演について〕

2013年11月13日に「東日本大震災からの漁業復興—宮城県の取組み」をテーマとして、宮城県漁業協同組合 船渡専務理事による講演会を開催した。これはその記録である。

船渡専務は、1971（昭和46）年に旧宮城県漁連に入会され、01年に専務理事に就任し、04年からは専務理事として、そして07年の県一漁協誕生後も専務理事として漁業協同組合の運営に先頭に立って当たってこられた。

宮城県漁業協同組合は、11年3月11日の東日本大震災後、漁業者の被害状況の把握、漁業者への支援体制の構築、共同利用施設の再建の枠組み策定など、宮城県の漁業の復興に向けて一歩一歩進んできた。そうした取組みの過程において、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能被害や、宮城県知事による水産業特区構想への対応を余儀なくされた。

今回の講演は、これまで取り組んできた様々な施策の実情と今後の復興見通しをお話しいただくとともに、水産業特区構想が漁業者・漁村に与えた影響についても触れていただいた。

目次

- 1 震災による漁業被害状況
 - (1) 大震災発生時
 - (2) 震災前の宮城県の水産業
 - (3) 震災前後の宮城県漁協
 - (4) 大震災による漁業関係の被害
 - 2 漁業振興に向けた体制
 - (1) 復興の基本方針
 - (2) 復興に向けた体制整備
 - 3 今後の復興の見通し
 - (1) 宮城県漁協の事業の見通し
 - (2) 漁業者の意向
 - (3) 主要5品目の生産見通し
 - 4 漁協信用事業による復興支援
 - 5 復興を支える補助事業
 - (1) 概要
 - (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
 - (3) がんばる養殖復興支援事業
 - (4) 激甚災害復旧対策事業
 - (5) 漁場生産力回復支援事業
 - 6 放射能被害への対応
 - 7 混乱を招いた水産業復興特区
 - (1) 特区のあらまし
 - (2) マスメディアの伝えない特区の真実
- おわりに

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介をいただきました宮城県漁協の船渡でございます。本日は、宮城県の漁業・漁村の復興に向けた漁業協同組合の取組みについて、お話をいたします。

まず初めに、2011年3月11日の大震災の後、我々、宮城県の被災した漁業者並びに漁業協同組合に対し、全国から多くの物心両面にわたる援助をいただき、現在もそれが引き続いておりますこと、また農林中金から漁業者に対し、魚箱、ワカメ段ボール等の細かい支援がありましたことに対して、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

1 震災による漁業被害状況

(1) 大震災発生時

私事ですが、私は津波を4回経験しております。1回目は昭和35（1960）年のチリ

津波、これは私が高等学校3年の時です。その後、昭和43（1968）年に北海道十勝沖地震による津波がありました。3回目は、余り知られておりませんが、今回のこの大震災の前の年（2010年）に宮城県は再びチリ津波で大被害を受けました。人的被害がなかったため余り大きな報道がなされませんでした。我々漁業協同組合、あるいは漁業者にとっては大損失を与えた津波でした。そして今回ですが、本当に我々としては思いもよらなかった大震災でございました。

当日のことをちょっと述べますと、私は農林中金と月1回の会議をやっておりました。その席上で大地震にあって、すぐ私は直観的に「これはものすごい大津波が来る」と考え、「会議をやめましょう」と提案してすぐ石巻に向かいました。

ところで、三陸、特に宮城県の北部海域から岩手県にかけて、「地震があれば津波と思え」という碑が各港々に立っており

ます。私も、父たちから明治29年の津波や昭和8年の三陸大津波の当時のことを聞き、2つ合わせまして3万人以上の犠牲者があったらと思うのですが、「津波というのは恐ろしいものだ」と記憶していました。「津波の場合は、何も無い、逃げるのが一番だ」と言い伝えられてきました。「津波でんでんこ」と言われますが、これは「津波の危険を感じたらでんでんばらばらになって逃げる」という意味であり、これが一番の津波対策であると思います。

(2) 震災前の宮城県の水産業

最初に、宮城県の水産業について震災前の状況を説明します。

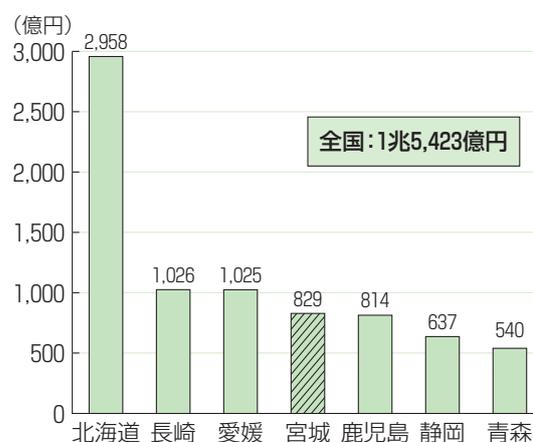
10年の全国の漁業生産量は552万トンですが、宮城県の漁業生産量は37.9万トンであり、全国2位でした(第1図)。生産金額は、全国は1兆5,423億円であり、宮城県は第4位の829億円です(第2図)。このよう

第1図 2010年度の漁業生産量



資料 宮城県「2010年度宮城の水産業」
 (注) 1 海面漁業及び海面養殖業の合計。
 2 属人統計(生産者の所在する都道府県ごとに集計)による。

第2図 2010年度の漁業生産金額



資料、(注)とも第1図に同じ

に、生産量では全国2位、生産金額では全国4位ですが、本州では宮城県は第1位の水産県でした。

生産量で最大なのは、サンマ(13.1%)で、次いで、カキ(11.9%)、カツオ(8.8%)、マグロ類(6.7%)、ノリ(5.1%)となっています。生産金額では、マグロ類とカツオで全体の3割近くを占めますが、特に養殖の割合が高いという特徴があります。

養殖の内訳は、ワカメの生産量が5.5万トンで全国2位です。特に岩手・宮城のワカメは「三陸ワカメ」といって、全国から評価されています。

次に、カキが全国で19万トンあり、広島が第1位、第2位が宮城となっております。また、ホタテガイは、第1位の北海道、第2位の青森で9割を占めていますが、全国3位の宮城県でもホタテガイはとれます。ただ宮城県の場合、全部養殖です。

最後にノリ類が全国6位(全国に占める割合5.7%)の生産量がありました。

(3) 震災前後の宮城県漁協

次に、宮城県漁協について説明します。震災前の組合員数は10年度において10,629人でした（第1表）。07年に県一漁協となったのですが、3年後の10年当時は正組合員数が准組合員数を上回っていました。しかし、13年度の14年3月末では、正と准が逆転になる見込みです。また、組合員数は減少し9,931人になると考えられます。

これは、組合員の資格審査を非常に厳しくしたこともあります。やはり震災により「漁業をやめて、准組合員になるか」というような動きがあったからです。

職員は、震災前は374人でしたが、現在は297人です（同表）。また、宮城県漁協の拠点体制は、震災前は51の事務所があり、うち本所が1、総合支所が3、支所が33、出張所が14でした（同表）。しかし、現在は支所が29、出張所がゼロとなり、全体で33の拠点体制となりました。

第1表 宮城県漁協の概要

(単位 人、箇所)

		10年度	13 (見込み)
組合員	正組合員	5,705	4,091
	准組合員	4,924	5,840
	合計	10,629	9,931
職員数	男	257	209
	女	117	88
	合計	374	297
拠点体制	本所	1	1
	総合支所	3	3
	支所	33	29
	うち魚市場運営4支所	14	-
	出張所	14	-
合計	51	33	

資料 宮城県漁協講演会資料から作成

(4) 大震災による漁業関係の被害

震災前、宮城県には142の港がありました。これは漁村社会が142あったということです。この全部が被災しました。特に、沿岸部は1.5mから70cmくらい地盤沈下しました。牡鹿半島が5.5m右に移ってしまうほどの大地震でありました。

マグニチュード9.0、震度7の地震が2時46分にあり、その後、津波が発生しました。津波の高さは、志津川では22.0m、南三陸町歌津では26.1m、女川では34.7mでした。

人的被害は、10,455人の人が亡くなって、今もって行方不明の方が1,300人近くいます。また、建物の全壊が82,896棟、半壊が155,000棟であり、被害金額は9兆1,654億円でした。

宮城県漁協においては、亡くなった方が組合員で392人、職員が1人で、実に組合員の4%の方が亡くなりました。建物は、全壊の被害を受けた方が4,287人、半壊が724人で、合わせて家屋の被害にあった組合員は5,341人でした。組合員のうち半数近くが

第2表 宮城県漁協の被害状況

(単位 人、百万円)

		被害状況
人的被害	組合員	392
	職員	1
家屋に被害のあった組合員	全壊	4,287
	半壊	724
	床上・床下浸水	330
	合計	5,341
被害額	固定資産	1,327
	棚卸資産	312
	貸倒引当金	487
	リース資産	46
	現金流失	103
	合計	2,275

資料 第1表と同じ

被害を受けました。漁協の被害は、固定資産の被害が13億2,700万円ありました(第2表)。

先ほど「拠点が51あった」と申し上げましたが、そのうち残ったものは9か所しかありませんでした。それ以外は全部流されて、固定資産の減少となりました。また購買の油とか網とか船といった漁協の資産が3億1,200万円の被害を受け、現金流出が1億300万円ありました。これらを合わせた被害総額は22億7,500万円でした。

2 漁業振興に向けた体制

(1) 復興の基本方針

宮城県漁協では、11年4月27日に役員会を開催し、どういう方向でこれから復興に取り組むか、話し合いました。この結果、以下のような9つの基本方針を決めました。

- ①区画漁業権の一括管理
- ②組織の再編
- ③漁港の復旧
- ④漁業の再開
- ⑤経営支援
- ⑥漁村集落の復旧
- ⑦国・県・関係市町等との連絡と支援要請
- ⑧組合員の経営再建、生活再建支援
- ⑨宮城県漁協の再建

まず漁協自体が20億円規模の多大な被害を受けましたので、全国支援により66億8,000万円という資本注入を受け、備えを行いました。

また、組合員の経営再建と生活再建支援

を宮城県漁協で行うため、最初の1か月くらいで被害の状況を確認するとともに、基本方針を決め、工程表を作って復興に向けて進み出しました。

(2) 復興に向けた体制整備

まず、復興対策室をすぐ設置し、補助事業を活用した漁業復興に取り組み、共同化による漁船・施設等の取得に関する対応を行いました。当初は復興対策室に職員を6人ぐらい選抜して、漁業者の要望を聞き、漁協として何をしたらいいか取りまとめました。現在、本所だけで復興対策室は20人の職員が一生懸命に、いろいろな補助事業を使った復興を進めており、支所を含めると50人体制となっています。

また、経済事業部では、養殖施設復旧への資材等の確保を何よりも優先し取り組みました。信用事業では、「信用事業強化計画」をつくり、その実施による収支の改善を図りました。総務部は、事業本部制導入による適正人員の配置・部門別分析による収支改善を検討しました。

さらに、組織・運営体制の見直すため、「組織経営改善検討委員会」をつくり総務部が事務局になりました。また、我々が統合して宮城県漁協となった時は、支所別の区分会計で運営していましたが、今後は事業本部制に基づいて宮城県漁協を運営することとしました。

このような体制整備において、経営統括室に農林中金に職員の派遣を要請し、12年度から「宮城県漁協の経営改善に向けての

取り組み」を企画・立案しました。現在、これに沿って具体的取組みを進めているところですが。

また、これは宮城県だけの事例ですが、北・中・南の「施設保有漁協」をつくりました。これは、加入組合員のために補助事業を活用する際に、国の「グループなら補助金を出す、個人には出さない」という方針を受け、「宮城県漁協が一括して船や施設を購入し、その後、利用する漁業者たちにその施設を貸し与える」という方向を決めたものです。しかし、この方法ですと自己資本比率が低下します。そこで、宮城県漁協で1回購入したものを施設保有漁協に全部移して、施設保有漁協が漁業者に貸し与える形態をとりました。漁業者への貸し賃は個々の受益者負担相当分をいただくことにしています。そして、減価償却が終わったら漁業者に無償で譲渡する制度としました。

3 今後の復興の見通し

(1) 宮城県漁協の事業の見通し

合併当初は組合員が10,629人でしたが、それが12年度の実績では10,069人であり、600人ほど減りました（第3表）。これは先ほど申し上げた392人の犠牲者も含んでおります。復興がほぼ完成するであろう15年には、組合員は9,500人くらいまで減っていくという予想のもとで、今計画を立てています。

職員も当初374人いたのが、現在は約300人であり、今後も少し減少する見込みです。店舗も、信用店舗、現在は本所、統合店が35ありますが、15年には33に減少する予定です。

信用事業については、09年度は貯金が541億円ありましたが、12年度は938億円まで増えました（第4表）。この増加分は、ほぼ地方公共団体（地公体）です。被災前は地公体の割合は余り大きくなかったのですが、12年度現在、地公体の貯金が237億円あります。これは役員、職員一体となって、各市

第3表 宮城県漁協の概要と今後の見通し

(単位 人、店)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
組合員数	10,629	10,437	10,254	10,063	10,069	6	9,881	9,703	9,527
正組合員	5,705	5,216	4,821	5,029	4,597	△432	4,511	4,430	4,350
准組合員	4,924	5,221	5,433	5,034	5,472	438	5,370	5,273	5,177
職員数	374	360	314	316	299	△17	300	298	291
本支所等店舗数	51	51	51	23	40	17	35	33	33
うち金融店舗数	41	41	40	8	24	16	16	16	16

資料 第1表に同じ

第4表 宮城県漁協の信用事業の概要と今後の見通し

(単位 百万円)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
貯金(未残)	54,111	54,669	68,868	58,700	93,829	35,129	83,388	75,620	64,151
うち個人貯金	44,953	44,980	55,042	-	51,340	-	48,951	46,983	45,015
地公体貯金	444	573	1,650	-	23,747	-	16,673	10,873	5,073
貸出金(未残)	13,191	12,963	14,530	19,287	24,102	4,815	25,483	21,975	17,975
短期	4,647	4,549	6,890	3,420	5,271	1,851	3,237	2,574	1,934
長期	8,544	8,414	7,640	15,867	18,831	2,964	22,246	19,401	16,041

資料 第1表と同じ

町村に入る復興の特別交付金の獲得に努めたことを反映しています。しかし、今後は徐々にこれが減っていくとみております。

個人貯金も、12年度の513億円から15年度には450億円に減少すると見込んでいます。これは、復興に伴って漁業者は家を建てたり漁業資材を買ったりするために貯金の取り崩しがあると考えられるからです。

貸出金は09年度に131億円あったのが、13年11月現在は260億円となりました。これは、漁業者が先ほどお話しした施設保有組合を利用した時に、当組合が組合員に貸出をしたためです。

経済事業については、購買品は、宮城県の場合はずっと80億円くらいで推移しましたが、12年度に一拳に189億円まで増えました(第5表)。

これは資材を漁業者が一斉に買ったということと、石油類の影響です。この石油類とは、宮城県では9つほど大きな焼却施設をつくり、その焼却は全部A重油でがれきを燃やしたため、そこに供給する石油類が伸びたためです。JF全漁連と協力して対応しました。ただ、これも15年度には68億円程度まで減ることを見込んでいます。漁業者も施設をつくったり、船、資材を買ったりしてきましたが、それが一段落すると考えています。

(2) 漁業者の意向

宮城県漁協は、11年からこれまで組合員に漁業継続に関する調査を行ってきました。まず、大津波の1か月後の4月10日から4月20日にかけて、全漁業者10,300人に対し

第5表 宮城県漁協の経済事業の概要と今後の見通し

(単位 百万円)

	実績			12年度			計画		
	09年度	10	11	計画 (a)	実績 (b)	差異 (b-a)	13	14	15
購買品	8,018	8,425	5,931	7,416	18,884	11,468	9,569	8,086	6,797
浅海養殖品	27,383	24,202	4,261	11,264	13,482	2,218	17,666	19,538	20,814
冷凍加工品	5,599	5,796	2,833	3,386	3,699	313	4,119	4,770	4,840

資料 第1表と同じ

聞き取り調査を行いました。当時、漁業者は全国各地に散らばって避難所生活を送っていましたが、宮城県漁協職員がみんなで手分けして聞き取り調査をし、10日間ぐらいで第1回目の調査を行いました。その時「漁業の継続意思はありますか?」との問いに、約70%近くの人が「ある」と答えました。

第2回目は12年9月9日に行いました。特に「漁業の継続の意思はあるかどうか」ということを重点的に聞くことにしました。「継続意思あり」という回答者は、12年9月には6,641人でしたが、3回目の13年9月には7,214人に増えました(第6表)。

最初、ほとんどの方は、「もう海を見るのも嫌だ」「海岸になんて住みたくない」と、話されていましたが、だんだん、「我々のなりわいというのは海しかない」ということ

第6表 漁業者の養殖業・漁業継続意思の推移

(単位 人)

調査年月	継続意思あり	継続意思なし	継続意思保留	無回答	計
13年9月	7,214	1,486	995	374	10,069
12. 9	6,641	1,155	1,722	734	10,252
増減	573	331	△727	△360	△183

資料 第1表と同じ
(注) 回収率は96.3%。

で漁業に戻ってきています。特に、態度を保留していた人たちが、「まあ、少しやってみるか」と前向きになった、あるいは無回答の人も少し回答したため、「継続の意思あり」が増えたとみられます。

(3) 主要5品目の生産見通し

主要5品目(ノリ、カキ、ギンザケ、ホタテガイ、ワカメ)にかかる生産の見通しの調査も重要な調査として毎年行っています(第7表)。

第7表 主要5品目の生産見通し

		09年3月期 (震災前)	12.3 (実績)	13.3 (実績)	14.3 (1年目)	15.3 (2年目)	16.3 (3年目)
ノリ	生産再開者	200	60	128	128	128	128
	生産量(万枚)	62,680	11,052	34,732	39,533	41,523	42,051
	平均単価(円, 1枚当たり)	...	9.9	7.8	7.9	7.9	7.9
	生産金額(百万円)	4,873	1,094	2,697	3,124	3,282	3,324
カキ	生産再開者	862	206	443	690	714	716
	生産量(トン)	6,179	0.37	1,204	2,829	3,398	3,722
	平均単価(円, 1kg当たり)	...	1,142	802	896	927	896
	生産金額(百万円)	5,183	0.42	965	2,535	3,149	3,334
ギンザケ	生産再開者	75	57	57	59	59	59
	生産量(トン)	10,304	-	8,054	10,255	10,449	10,484
	平均単価(円, 1kg当たり)	429	-	254	400	400	420
	生産金額(百万円)	4,416	-	2,045	4,102	4,180	4,403
ホタテガイ	生産再開者	524	268	251	299	303	304
	生産量(トン)	14,110	25	3,920	6,941	7,287	8,031
	平均単価(円, 1kg当たり)	241	262	316	262	262	260
	生産金額(百万円)	3,397	6.5	1,238	1,817	1,908	2,091
ワカメ	生産再開者	720	964	959	782	785	787
	生産量(トン)	20,343	4,559	20,009	18,061	18,864	18,729
	平均単価(円, 1kg当たり)	164	243	175	169	169	168
	生産金額(百万円)	3,335	1,107	3,504	3,048	3,180	3,144

資料 第1表と同じ

まず、ノリは震災前には200経営体あり、生産量は6億2,700万枚、生産金額は48億円でした。これに対し、13年3月期には、128経営体で、3億4,700万枚の生産量、26億9,700万円の水揚げがありました。16年3月期の見通しは、経営体は増えないものの、生産量は4億2,000万枚、生産金額は33億2,400万円と予想しています。

カキは、震災前に862人の方が行っていました。13年3月期現在、443人の方が生産を再開しました。カキの生産量が震災前に6,179トンあったのが、13年3月期現在では1,204トンに、金額的には震災前に52億円でしたが、13年3月期現在9億6,500億円に減少しました。ただし、14年3月期は690人の方が生産を再開し、生産量2,800トン、生産金額25億3,500万円になる見通しです。なお、16年3月期には生産再開者が716人に増え、生産量も3,700トン、金額的には33億円になると予想しています。

カキが震災後に大きく減少したのは、カキの場合、カキをむく人（宮城県では「むき子」という）が必要ですが、なかなか浜に人が戻らずむき子が不足していることが原因です。現在、むき子不足と、施設の高台移転がまだ定まらないため、回復が遅れている状況になっています。

ギンザケの生産者は震災前に75人、生産量は10,304トンありました。去年、一昨年の平均単価が254円とすごく安くて大変でしたが、価格が少し戻ってきましたので、16年3月期には10,484トンと被災前の水準を少し上回る回復を見込んでいます。

ただ、ホタテガイについては、震災前に524人が生産していましたが、16年3月期には恐らく304人の方しか残らないだろうかと予想しています。これは、ホタテガイの養殖が盛んだった歌津という地区と女川と雄勝町の被害が甚大なため、回復は難しいと思っているためです。

ワカメは、震災直後は生産者が720人でしたが、震災直後は964人に大きく増えました。これは、ワカメが1年で生産ができることから、現金収入を早く得るために増えたとみられます。しかし、すでに生産者がギンザケに戻ったり、カキに戻ったり、ホタテガイに戻ったりしておりますから、16年3月期には780人くらいになるのではないかと予想しています。

4 漁協信用事業による復興支援

宮城県において漁協信用事業の実施店舗は、13年3月末に本所、為替店舗、非為替店舗を合わせて24店舗ありましたが、9月末では19店舗に減少しました（第8表）。これは事業本部制により店舗の統廃合をしたためです。ただし、移動店舗により職員が

第8表 信用事業実施店舗数の推移

	(単位 店)		
	13年3月末	13.6	13.9
本所	1	1	1
為替店舗	13	12	3
非為替店舗	10	11	15
合計	24	24	19

資料 第1表に同じ
 (注) 移動店舗車は巡回するが支所内に窓口を持たない店舗については、信用事業実施店舗としてカウントしていない。

各地域を回って信用事業を実施しています。なお、5名の漁業金融相談員を本店に2名、3総合支所に1名ずつ配置し、各種相談内容に対応しています。

震災後にいろいろな相談が我々の方に寄せられました。そのうち、事業借入金の返済を猶予して欲しいなどの「既往借入金の返済猶予」が、震災から9月までの累計で354件ありました(第9表)。また、「既往借入金の条件変更」が91件、「新規融資の申し込み」が1,286件ありました。

それぞれの対応ですが、既往借入金の返済猶予については相談を全て受け付け、震災から9月までの累計で354件に対応し、その金額は39億9,400万円でした(第10表)。

第9表 相談内容一覧

	受付件数			うち対応済
	震災～13.3	13.4～9	累計	
既往借入金の返済猶予	354	-	354	354
既往借入金の条件変更	83	8	91	91
新規融資の申込	1,193	93	1,286	1,244

資料 第1表に同じ

第10表 条件変更実施件数

	(単位 件, 百万円)								
	11年度 (震災～12.3)		12 (12.4～13.3)		13 (13.4～9)		累計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
返済猶予受付	354	3,994	-	-	-	-	354	3,994	
条件変更受付	事業資金	29	1,331	19	545	8	208	56	2,084
	運転資金	16	995	12	484	4	195	32	1,674
	設備資金	13	336	7	61	4	13	24	410
	生活資金	11	147	6	56	-	-	17	203
	うち住宅ローン	11	147	6	56	-	-	17	203
	その他	-	-	2	2	-	-	2	2
合計	40	1,478	27	603	8	208	75	2,289	

資料 第1表に同じ

第11表 二重債務への対応

	相談受付件数			うち対応済
	震災～13.3	13.4～9	累計	
東日本大震災事業者再生支援機構	4	3	7	2
みやぎ産業振興機構	-	2	2	-
私的整理ガイドライン	2	2	4	1
合計	6	7	13	3

資料 第1表に同じ

「既往借入金の条件変更」については、震災発生後から13年9月までの累計ベースで、相談91件のうち75件を受け付けました。うち、事業資金は56件、生活資金は17件でした。生活資金は住宅ローンの条件変更であり、これは「家が流されてしまったため、何とかお願いしたい」という貸出先への対応です。

また、二重債務は、累計で相談件数が13件、うち3件がなんらかの対応をしています(第11表)。

「新規融資の実施」は、相談1,286件のうち1,220件を受け付けました(第12表)。内訳は、事業資金が累計1,157件の192億4,500万

円です。主な事業資金の詳細は、「漁業近代化資金」「東日本大震災漁業者等緊急保証対策事業資金」「農林漁業セーフティネット資金」「漁業経営維持安定資金」です。セーフティネット資金は、政策金融公庫のいわゆる上限1,200万円まで貸すというというもので、これが840件、74億1,100万円という実績になっております。

第12表 新規融資の実績

(単位 件, 百万円)

	11年度累計 (震災以降～12.3)		12 (12.4～13.3)		13 (13.4～9)		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業資金	797	9,119	313	8,531	47	1,595	1,157	19,245
うち漁業近代化資金	46	1,728	135	6,994	30	1,447	211	10,169
東日本大震災・漁業者等緊急 保証対策事業資金	16	536	18	431	4	67	38	1,034
農林漁業セーフティネット資金	700	6,334	140	996	13	81	853	7,411
漁業経営維持安定資金	33	512	4	65	-	-	37	577
生活資金	15	86	24	138	24	199	63	423
うち住宅ローン	7	79	11	129	5	74	23	282
ライフスポットローン	4	2	12	9	6	4	22	15
教育ローン	2	4	-	-	-	-	2	4
合計	812	9,205	337	8,669	71	1,794	1,220	19,668

資料 第1表と同じ

ただ、このセーフティネット資金の貸出には苦慮しております。それは、資金使途を尋ねると、「とにかく簡単に借りられるから」というものが多いのです。多くの方がこれから家を建てるために住宅ローンを組むとみられますが、その返済と、このセーフティネットの返済、そして事業のためにいろいろな資材を買った返済、それらの返済時期が重なると借り手の返済が苦しくなります。そのため、セーフティネット資金を簡単に貸しているのか、我々の悩みになっています。

また、生活資金のうち住宅ローンは、現在23件で2億8,200万円となっています。しかし、震災で5,000軒近くの家がなくなりましたので、これから住宅建設ブームになるとみられますが、その時どういふふうに貸し出していくべきか、これまで住宅ローンに力を入れてなかった我々には最大の課題となっています。

5 復興を支える補助事業

(1) 概要

漁業者は、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」(共同利用事業)、「漁業・養殖復興支援事業」「激甚災害復旧対策事業」という3つの補助事業のどれかを組み合わせて、復興に取り組んでいます(第13表)。

共同利用事業は、いわゆる共同利用漁船・施設に対するものです。「漁船等」というのは、漁船ばかりでなく定置網なども含まれているためです。漁船は、津波で9,000隻ぐらい流れました。被害を受けた漁業者のなかには、保険を使って漁船を直した人もいて、新規には3,300隻ぐらい申し込みがありました。そのうち、現在完了したのが約2,700隻で、すでに船は漁業者に渡している状況であり、128億2,200万円のお金が使われています。

施設については、先ほどお話しした施設

第13表 主な補助事業実施状況

(単位 百万円)

			11年度		12		13		累計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
共同利用漁船等 復旧支援対策事業	漁船等	申請(承認) 完了	2,943	15,145	996	6,523	-	-	3,939	21,668
		うち漁船	2,300	10,938	257	834	182	1,050	2,739	12,822
	施設等 (施設保有漁協分)	申請(承認) ^{※1} 完了	256	14,096	228	2,948	61	2,467	545	19,511
			216	10,174	130	548	6	55	352	10,777
漁業・養殖業復興 支援事業	部会数	申請 承認 終了	11 3 -	- - -	41 49 △1	- - -	1 1 △1	- - -	53 53 △2	- - -
		経営体数	177 107 -	- - -	237 307 △10	- - -	4 4 △3	- - -	418 418 △13	- - -
	施設台数	申請 ^{※2} 承認 ^{※2} 実績	36,168 36,136 943	12,839 12,839 186	- - 23,799	- - 4,501	- - 1,020	- - 701	36,168 36,168 25,762	12,839 12,839 5,387

資料 第1表に同じ

(注) ※1 11年度事業の申請(承認)案件の事業費変更(△235百万円)を控除した後の金額。

※2 11年度事業の申請(承認)案件の取り下げ(△4,924台・△1,956百万円)を控除した後の台数及び金額。

保有組合に回った部分で190億円ほど施設を建設し、そのうち完了したのが107億円分です。完了分の金額が少ないのは、高台移転とか、資材が手薄といった理由でなかなか建設が思うように進んでいない実態を反映しています。

また、漁業・養殖復興支援事業は、俗にいう「がんばる養殖復興支援事業」によるものです。この事業の内訳は、部会の数では53部会承認いたしまして、このうち2つの部会が目的を達成したので自立したため、終了の欄に2と記載されています。経営体数では、承認が418、終了が13となっています。

さらに「激甚災害法」を使って復興したいという方たちがいまして、この実績が25,762件となっています。

(2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業

共同利用事業への補助金は、すでに漁船等に約107億円、施設等に約107億円入っております。漁船等の中には、漁船登録したものが2,293隻あります。施設は、完了分が120億円です。このように、宮城県の漁業者は、補助金を受け漁業の再開に向けてがんばっています。

先ほど言いました施設保有組合では、合計すると、漁船2,739隻を組合員に貸しています。施設は482件の施設を組合員に貸して、合計で約240億円ほどです。貸し賃は減価償却に見合う分だけいただき、減価償却がゼロになればこれは漁業者のものになっていく制度にしています。これを施設保有組合で実施しています。

(3) がんばる養殖復興支援事業

がんばる養殖復興支援事業は、共同化に

よる生産の早期再開に対して必要経費を助成するものであり、NPOなどが中心に、我々と一緒になって取り組んでいる事業です。

この事業により、養殖に必要な経費（人件費、種苗代、資材代）に対して国からの助成が受けられます。また、養殖水産物の販売に必要な経費も国から助成されます。ただし、養殖水産物の水揚げ代金で全部1回国に返還しなければなりません。そして、養殖開始から水揚げ完了までの一陣を1期として、3月期の中で力をつけて自立してくださいというのが、このがんばる養殖復興支援事業の内容になっております。

先ほど、「2部会が自立していった」と申し上げましたが、自立には2つの形態があります。一つは、1年間1陣をやって黒字の場合、黒字額の全額を報奨金として受け取って事業が終了するものです。もう一つは、「黒字だったんだけど、2分の1は返還します、ただし、あとの2年間は、こういう部会に入って継続したい」というものです。宮城県では、2部会が「1回黒字になったから、俺たちはやめます」といって卒業していきました。

一方、赤字になった場合は、赤字額の10分の1を国に返還して、「黒字になるまで頑張りたい」という意思があれば返還は求められません。要するに、赤字の場合は経費の90%を国が助成する制度です。現在、51部会の405人の方が、このがんばる養殖復興支援事業に参加しています。

(4) 激甚災害復旧対策事業

激甚災害復旧対策事業は、実績ベースで53億8,700万円です。承認しているのは147億9,600万円ですが、取り下げた人が19人います。42%という進捗率の低さは、資材がそろったりしないと県に補助金申請ができないということなどが影響しています。しかし、今年か来年あたりには進捗率が高まってくると思っています。

(5) 漁場生産力回復支援事業

1,800万トンといわれる海に流れたがれきの処理は、漁場生産力回復支援事業に基づき、「一般の漁場再生事業」と「広域の漁場再生事業」の2つの形態で行っています。これに参加している漁業者は、11年度では、延べ約46万人でした。そして、これに参加したため、71億円が漁業者に支給されました。

これは、一種の失業対策という面もありました。養殖の場合には再開までに1年か2年かかるため、その期間は収入がないということもあり、地元の漁業者が1日12,100円の支給を受けて、がれき処理を行いました。一方、広域の漁場再生事業では、底びき網漁船等で広域にがれきの処理をした人に3億6,200万円ほど支給されました。

6 放射能被害への対応

以上のような漁業者・漁協の復興に足かせとなっているのが、東京電力福島第一原発からの放射能汚染水の海洋流出です。

放射能被害は、頭の痛い問題になっています。東京電力福島第一原発からの度重なる放射能汚染水の海洋流出問題は、漁期を目前に控え一層深刻な状況となっており、放射能被害への対応の強化が必要となっています。当組合においては、多岐にわたる魚種の放射能検査を13年9月末までに1,086回実施し、検査結果を当組合のホームページに随時公表しています。

依然としてスズキ、ヒガンフグ、クロダイの魚種については放射能セシウム検出のため出荷停止が継続しており、深刻な影響が出ています。また、風評被害はギンザケに出ており、当組合が窓口になって損害賠償にかかる事務を代行しています。12年4月から13年9月までの間に、賠償として2,613百万円を東京電力に請求して、2,411百万円の支払いを受けました。

なお、13年7月に発覚した放射能汚染水の漏出については、JF全漁連やJF福島漁連、JF茨城沿海地区漁連等と連携して東京電力に対して厳重な抗議を実施するとともに、国と東京電力に対して早急な対策を強く要請しました。現在、東京電力からは逐次対応状況について報告を受け、組合員に対して当組合から情報の提供を行っています。

- ※ 放射能検査 震災以降計1,086回
- ※ 出荷制限処置による漁獲減少
- ※ 国外における禁輸処置
- ※ 風評被害による消費地への出荷自粛・魚価の下落

13年9月末現在 損害賠償請求額
2,613百万円


汚染水流出への対応

7 混乱を招いた水産業復興特区

(1) 特区のあらまし

放射能汚染水に加えて、特区構想も大きな混乱を招き、復興への足かせとなりました。水産の復興特区構想は、11年5月10日に行われた東日本復興特区交渉会議の場で、宮城県の村井知事が突然提案したものです。

そもそも「漁業法」では、その目的として、「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ること」とされています。言いかえれば、漁業法は、「漁場を誰にどう使わせるか、それを誰が認めるか」を定めています。

「一定の水面において、特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利」が漁業権であり、いわゆる特区の中の漁業権は「区画漁業権」です。この漁業権には、「磯は地付、沖は入会」という言葉があります。「磯は地付」とは、沿岸部では、それを利用する人は地元の漁村または1人ないし数人の仲間に独占的に認めるものであり、「沖は入会」とは、磯の沖合部は、それぞれの漁村に住む漁民の自由な入会漁場とするという原則が、江戸時代、あるいはさらに昔から(注)守られていました。

明治漁業法は、「一漁村一組合主義」、つまり、漁業組合を部落単位で部落漁民をもってつくり、その部落漁民を「漁業組合

の組合員」と位置づける考えがあり、一村専用漁場の漁業慣行は、「地先水面専用漁業権」という漁業権として構成し、地先水面専用漁業権は漁業組合だけに免許するとされてきました。12年につくられた漁業法は、この精神をずっと受け継いでいるというのが、我々の認識しているところでございます。

宮城県の沿岸地域では、震災直後から、「漁業者が被害者である」、そして、「漁業の復興というのは、あくまでも漁業者が主役であり、漁業者がこの災害から立ち直って、そして漁業者自身が自立して安定的に漁業経営を行って初めて復興が完成する」と受け止められてきました。

しかし、県知事が提案した特区構想の資料には、「民間活力、すなわち民間資本を導入して復活を促す」との記載がありました。そして、漁業者は企業と共同で会社を起こし、生産の主役を漁業者が、流通の主役を参加企業が担うとのことでした。その際、漁業権については、漁業法を見直し漁業者と企業が共同出資した会社である「漁民会社」に対して漁業権を直接免許する仕組みになっていました。

そして、地元漁業者が主体となりつつも外部の企業とともに復興を進めることができるよう、被災地のうち、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域（浜）について、「地元漁業者主体の法人」に対して県知事が直接免許を付与することを可能にさせた法律が特区法です。

「知事による免許審査」とは、「現行法の

優先順位の規定に代わる基準に基づき、第2順位又は第3順位の法人を客観的に審査」し、「すぐに事業を開始できる具体的な計画がある」、あるいは「事業を適確に行うに足る『経理的基礎』及び『技術的能力』がある」「十分な社会的信用がある」「地元漁業の生業の維持、地元雇用の創出に効果がある」「他の漁業との協調その他水面の総合的利用に支障を及ぼすおそれがない」という条件を満たす者の中で、「地元漁民の7割以上含む法人」あるいは「地元漁民7人以上で構成される法人」に対して、特区法に基づいて漁業権を与えるものです。ただし、これらの条件に「合致する者がいない場合」は、また元に戻って、「地元漁協（自ら漁業は行わず漁業権の管理を行う漁協）に対して、これを元通り付与」することになっています。

現行制度のなかでの漁業権の優先順位において、第1順位は「地元漁協」、第2位順位は「地元漁民の7割以上を含む法人」、第3順位は「地元漁民7人以上で構成される法人」でしたが、特区法は地元漁協を排除しており、漁業者による漁場利用の調整の精神を否定しました。「磯は地付き沖は入会」という精神が現漁業法に受け継がれ、漁協の漁場管理によりその秩序が保たれてきたのですが、特区法は、古来から受け継がれ漁業者が守ってきた資源管理の努力を踏みにじるものでした。

そして、12年度において、宮城県は水面下で漁民会社の設立に向けて仙台北水産と協議し、申請に向けて作業を始めました。こ

の間、宮城県漁協や海区調整委員会には一切の連絡がありませんでした。そして、12年8月31日に、突然、桃浦カキ生産者合同会社（以下「LLC」という）が設立されました。

（注）水産庁ウェブサイトには、我が国の漁業管理のルーツが解説しており、江戸時代に「磯獵は地付根付次第なり、沖は入会」という原則が確立しました。これは、海浜の地付漁場については、周辺漁村が管理する「総有」とする一方、外海については原則自由な漁場の利用を認めるもので、現在の漁業権制度の基礎となっています。こうした原則のもとに漁村住民の間で組合を結成し、漁船、漁具、漁期、漁区、魚（うお）つき林（りん）の保護などに関する規則を定める例も生まれたと解説されています。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h21_h/trend/1/t1_11_2_3.html

（2）マスメディアの伝えない特区の

真実

県の説明によりますと、「この漁民会社は制度上、出資金の50%以上を漁業者が握っていることから、参加企業は漁民会社の運営を自由に意のままに行うことはできない」ということでした。

しかし、企業はお金を投資し運営資金を負担するため、漁業者が企業の意向に背くことはできないと思われれます。そして、一番重要なことは、真の復興に必要なのは漁業者の自立だということです。自立した漁業者の復興の成果は、漁業者自身がすべて享受できますが、特区における漁民会社の成果は会社が受け取るため、漁業者は果実を十分に得ることができません。実際に、特区の適用を受けたLLCの社員となった漁業者の収入は、給料だけであり、他の自立した大部分の漁業者の所得には及ばないよ

うです。

また、漁協の組合員は、「漁業権というのは財産権であり生存権である」と認識しています。漁業権を行使する場合には、漁業権行使規則に則り行っています。知事による特区導入は養殖漁業の区画要件を強引な方法で見直すものであり、養殖を行っている漁業者は土足で踏み入れられたという感じがしました。

なぜかというと、1つの漁場をどう使うかは組合員にとっては死活問題です。漁場は場所によって生産効率が違うため、その利用について組合員間で真剣に討議し、場合によっては「今年ここ使ったら、来年はこっちを使え」と順番で利用するなど、民主的に公平に分配しているというのが漁業権行使の実態であります。

養殖を行っている漁業者は、漁場をできるだけたくさん確保したいと望んでいます。しかし、いくら自分が漁業権を拡大したいといっても、海は漁業者のものだけではありません。船が通ったり、航路も空けなくてはならないし、そんなあちこちに漁業権を設定することはできません。

ところが、宮城県では、LLCのためにスペースが無理してつくられ漁業権が与えられました。そのため、航路がグニャグニャと曲がるという弊害が起きています。また、航路の幅も200mから110mに縮められ、航行が難しくなりました。

このような経緯があるものの、12年10月31日に宮城県漁協は桃浦LLCに付帯意見付きで組合員資格を付与しました。この付帯

意見とは、衛生管理と消費対策のための行動規則を順守してほしいというものです。

貝類の出荷に当たっては、1回食中毒事故を起こしたら大変なことになるため、ノロウイルスとか大腸菌について、宮城県漁協は毎週、全部検査しています。このような厳しい検査を経て、宮城県の生食用のカキを消費者の皆さんに届けています。この仕組みを支えているのが部会であり、部会は生産調整を行う機能もあります。そこで、LLCの人たちにも部会に入ってもらいをお願いしたのですが、拒否されました。

また、LLCはカキ剥き施設を持っておらず、宮城県漁協が補助金でつくった桃浦のカキむき施設を借りたいとのことでしたので、宮城県漁協は中部施設保有組合の組合員になることを条件に組合員資格を与えました。13年3月にLLCがカキを初出荷し大々的にマスメディアに取り上げられました。しかし、1週間たたないうちに、ここから貝毒などが発生しました。

このような事態が発生しているにもかかわらず、4月に内閣総理大臣は水産業復興特区を認定しました。あまりにも国の早い対応で驚いています。問題なのは、水産業復興特区で何がもたらされ、これを活用した養殖業の再生と振興策というものを本来ならば議論すべきですが、それが議論されずに特区が推し進められていることです。また、LLCの事業計画の妥当性も十分に検討されていません。実を言うとLLCの参加者15人の平均年齢は66歳で高齢化しています。また、初年度ですでに赤字になってい

ます。このような特区をめぐる動きにより浜が分断され対立が生み出されたことが残念です。

おわりに

今後に向けて、東日本大震災の教訓として、地域間の支援体制と組織間の支援体制を挙げたいと思います。

地域間の支援体制とは、今回、全国各地のライバル関係にある漁業者からの支援をいただきましたが、これは災害への支援体制で模範となるものと考えています。特に、阪神淡路大震災を経験された関西の各県では、緊急時における支援体制が整っており、宮城県担当は兵庫県が中心に受け持つなど、いち早い支援体制・絆を構築してくださりました。

また、組織間の支援体制ですが、「災害などを1団体、1県の問題とせず、常日頃から広域での組織間協力体制の構築が不可欠である」という認識のもと、協力関係を築いていくことが大切であると認識しています。

(ふなと りゅうへい)

(司会)

船渡専務ありがとうございます。

最後に、当研究所の古谷社長からお礼のご挨拶を申し上げます。

(古谷社長)

船渡専務には資料を整えていただき、このような貴重なお話をいただきまして、あ

りがとうございました。

こうやってみますと、宮城県漁協がこの2年半の間に相当いろいろなことを漁民のために一手にたくさん並行的にやってこられてきたことがわかりました。

方向として、「未曾有の災害のなかから、漁協に求心力が出ながら立ち上がってきて

いる」と思いました。インフラなどの面では、まだ十分整備されていなくて、もう一つということなのかもしれません。ただ、このような復興の取組みが、これからずっと将来につながると思います。

今後も引き続きいろいろ教えていただければ幸いです。



宮城県における圃場整備を巡る問題点

—ヒト・モノ・カネが復興の隘路に—

特任研究員 行友 弥

〔要 旨〕

- 1 宮城県では、2014年度には被災農地の大半が作付け可能な状態になる。圃場を大区画化する整備事業が計画されているのは、その6割に当たる約8,000haであり、国直轄事業である仙台東地区（2,000ha）及び復興交付金を活用した県営事業である。ただし着工に至った地区はまだ一部にとどまっている。
- 2 建設資材や労働力の不足による公共工事の入札不調が遅れの一因になっている。「アベノミクス」による公共投資急増が背景で、消費税増税に伴う景気対策や東京五輪へ向けた首都圏のインフラ整備が本格化すれば、更に拍車がかかる懸念がある。
- 3 自治体や土地改良区では、土地改良換地士などの専門家、経験者の不足も目立つ。外部からの応援や任期付き採用で対応しているが、今後、換地などの業務が本格化すれば、マンパワー不足が一層深刻化する恐れがある。
- 4 同意徴集や換地では相続未了の土地や共有地、抵当権の設定された土地など複雑な権利関係が障害になる。現行法では強制的な手法は取れず、最悪の場合は対象地区から除外するか「不換地」とするしかないが、そういったケースが多ければ事業の効果が損なわれる。
- 5 防災集団移転事業と圃場整備事業を連携させ、移転後の住宅跡地などを換地で集約する試みも行われている。一方では宅地開発などを巡る思惑から農地価格が上昇している地域もあり、農地集積を円滑に進めるためにも、住民合意を前提とした明確な土地利用計画を示す必要がある。
- 6 復興交付金の交付期間は15年度までで、圃場整備事業は平常時の倍以上のスピードが求められる。期間内に事業が完了しなかった場合、16年度以後は予算措置継続の保証がなくなる。一般の公共事業に切り替えられた場合は農業者の自己負担ゼロを維持できるかどうかネックとなる。
- 7 津波被害の大きかった沿岸部では、大規模な担い手に農地が集積される半面、住民の急減により農道の草刈りや水路の泥上げといった周辺作業の受け手がなくなる恐れがある。このような地域では、集団移転などを踏まえたコミュニティの再生も課題である。
- 8 被災地では環太平洋連携協定（TPP）交渉や米生産調整見直し、農地中間管理機構創設などの急激な農政転換に戸惑いが広がっている。こうした外圧によって農地集積が促される面もあるが、復興途上にある農業者や農政担当者が混乱しないよう既往の政策との整合性、継続性を担保すべきである。

目次

はじめに

1 農地の復旧状況

2 宮城県内の圃場整備事業

3 事業推進を巡る問題点

(1) 建設資材や人員の不足

(2) 専門家、経験者の不足

(3) 錯綜する権利関係

(4) まちづくりとの連携

(5) 復興交付金の期限

(6) コミュニティの維持

(7) TPPと農政転換への戸惑い

まとめ

はじめに

2万haを超える農地に被害をもたらした東日本大震災から、間もなく3年が経過する。この間、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が続く福島県を除けば、農地復旧は着々と進んできた。宮城県の場合、計画ベースでは今春までに被災農地の大半が作付け可能な状況になる。その意味では、被災地の農業は「復旧」から「復興」への移行期にあるということが言えよう。

しかし、それは持続可能な農業経営の足場が固まったことを必ずしも意味しない。被災地の再生にとって重要なのは、震災前に比べ農業者の総数が大幅に減るなかで、今後の地域農業を担う中核的な農業経営者や生産組織が確かな展望と意欲を持って営農に取り組める態勢づくりである。より具体的に言えば、農地の利用権を担い手に集約し、行政や農協を含め地域全体で支えていく形を整えなければならない。

復旧から復興への移行を「ハードからソフトへ」と表現する農政関係者もいる。復

旧された農地が「器」だとすれば、今後はそこに盛る「中身」が問われるからである。また、今後は「復旧した面積」等の量的指標ではなく、そこで営まれる農業の「質」が問題になるという言い方も可能であろう。

ただし、ハードとソフトは密接に結びついている。宮城県内で進められている計8,000ha近い圃場整備は復旧を兼ねたハード事業だが、同時に大区画化を通じて農地の利用集積を側面から促す重要なステップでもある。実際、宮城県沿岸部では整備後を見越した生産組織の結成など、さまざまな前向きの動きが出ている。

半面、これら事業の前途には多くの障害が横たわっている。資材・労務単価の高騰による工事発注の遅れ、専門知識や経験を持ったマンパワーの不足、土地を巡る法令や予算制度の制約などにより、事業スケジュールには遅滞が目立つ。これらは農業復興だけでなく、防災集団移転など被災者の生活・生業再建にかかわる事業の多くに共通する問題でもある。そして、時間がかかればかかるほど被災者は疲弊し、被災地の状況は厳しさを増していく。農業において

も、担い手の営農意欲や地域内調整を進める関係者の気力が途切れかねない。

内外の農業情勢に目を転じれば、環太平洋連携協定 (TPP) 交渉参加や米・農地政策の急転換など「強い農業」への脱皮を迫る動きが2013年半ば以降、相次いでいる。しかし、被災地の農業者の多くはまだスタート地点にも立てず「農業・農村全体の所得倍増」を掲げる「攻めの農政」に疎外感を抱いている。こうしたギャップを埋めるためにも、復興の条件整備を急がなくてはならない。

以上のような問題意識から、本稿では宮城県における圃場整備事業の進捗状況と課題について概括的に報告する。なお、被災地における担い手の具体的な動向については別稿齊藤「大震災からの農業復興における農業者の組織化・法人化」を参照いただきたい。

1 農地の復旧状況

まず、被災地全体での農地復旧のスケジ

ュールを確認しておく。第1表は農林水産省が13年5月に改定した「農業・農村の復興マスタープラン」である。被災農地2万1,480haから、原発事故の影響で避難指示が出ている地域2,120haと農地転用が見込まれる820haを差し引いた1万8,540haのうち、85%に相当する1万5,700haが14年度までには作付けが可能な状態になるとの見通しが示されている。

残る15%に当たる2,840haのうち、2,130haは本稿で扱う大区画化等の整備事業が実施されるため、営農再開時期が確定していない部分である。地盤沈下や浸食が激しく通常の農地復旧とは違う工法が必要な農地、市街地整備など他の復興事業との関連で土地利用調整が必要な農地も計710haある。

被災農地の3分の2を抱える宮城県では、1万2,470haが14年度までに営農再開可能になる。時期が未確定なのは大区画化関連が970ha、被害甚大等が490haである。一方、宮城県の「復興の進捗状況」(14年1月公表、第1図)でも、農地の復旧率は14年度まで

第1表 年度ごとの営農再開可能面積

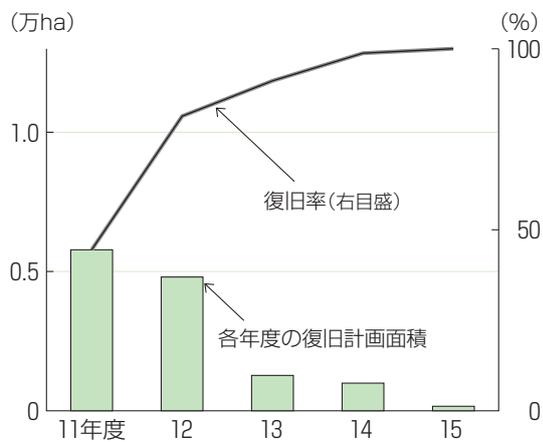
(単位 ha, %)

	11年度	12	13	14	その他		小計	避難指示区域 ^{*3}	転用(見込み含む) ^{*4}	合計
					大区画化等 ^{*1}	被害甚大等 ^{*2}				
岩手県	10	100	150	160	80	220	720	0	10	730
宮城県	1,220	5,450	4,240	1,560	970	490	13,930	0	410	14,340
福島県	60	400	890	510	1,080	0	2,940	2,120	400	5,460
青森・茨城・千葉県	810	140	-	-	-	-	950	-	-	950
計	8,190	5,280	2,230	2,130	710	18,540	2,120	820	21,480	
合計に対する割合	38	25	10	10	3	86	10	4	100	
小計に対する割合	85				11	4	100			

資料 農林水産省「農業・農村の復興マスタープラン」(13年5月29日版)から作成

- (注) 1 ※1 農地復旧と一体的に農地の大区画化等を実施する予定の農地。
 2 ※2 海水浸入など被害甚大な農地及びみちづくりや他の復旧復興事業との調整が必要で別途復旧工法等を検討する農地。
 3 ※3 原発事故に伴い設定された避難指示区域で、指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえつつ復旧に向けて取り組む農地。
 4 ※4 農地の転用等により復旧不要となる農地(見込みを含む)。

第1図 宮城県の農地復旧状況



資料 宮城県「復興の進捗状況」(14年1月11日)から作成

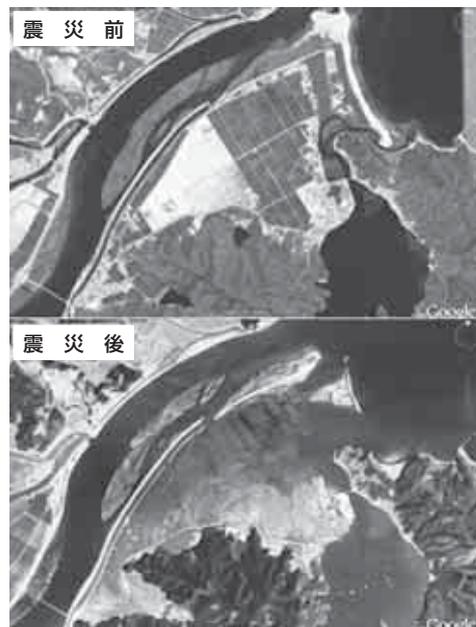
に98.8%に達するとされている。なお、県の資料では復旧対象面積の分母が1万3,000haで、国のプラン(転用部分を除く1万3,930ha)と一致しないなど数値にずれがある。これは農業者による自力復旧分が県の統計では除外されていることなどに起因する。

被害が甚大なため復旧の遅れが見込まれる代表的な例としては、宮城県石巻市の北上川河口に接し、大勢の児童や教職員が津波の犠牲になった同市立大川小学校の悲劇でも知られる「大川地区」(写真)が挙げられる。

ここでは1998~2010年度に県営の圃場整備事業が行われ、11年3月11日の震災発生当時は田植えを待つばかりの状態だった。被災後、県は完了目前の事業を急ぎよ復興交付金事業に切り替え、継続することを決定した。

事業の計画面積は413haであるが、このうち13年度までに作付けが再開されたのは長面・針岡の両工区のうち、針岡工区内の13haに過ぎない。同工区の残りと同工区外の78ha分は今春には営農再開の見通したが、

石巻市大川地区の被災状況(航空写真)



出典 宮城県ホームページ

約60haは地盤沈下と浸食が著しく現在も水没したままで、場所によっては水深が10m以上あるとみられている。農地としての復旧が可能かどうかの結論もいまだ出ていない。

大川地区では13年末現在、国土交通省と県の土木事務所が堤防を築く作業を進めている。完成した堤防を閉め切って干陸(ポンプで水を排出)し、行方不明者の捜索とがれき撤去を終えてから、ようやく農地の除塩や面整備に着手できるようになる。地盤沈下などが激しいため、100万㎡規模の客土が必要との見方も出ている。

一方、針岡工区は既に干陸を終えており、13年春には作付け可能となる予定だったが、水源池である藤沼の塩分濃度が下がらなかったことと復旧工事の入札に参加する建設業者が集まらず発注が遅れたことなどから、実際の営農再開面積が13haにとどまったという。

2 宮城県内の圃場整備事業

大川地区を含め、宮城県内では沿岸10市町（事業地区は複数市町にまたがる場合がある）で農業基盤整備事業が推進されている（第2表、第2図）。最も規模が大きいのは国営事業の仙台東地区（2,162ha）で、その他は復興交付金による県営事業である。

震災後に新規採択された県営事業は18地区の計4,299ha、大川地区のような継続事業は10地区の計2,971haとなっている。ただし、継続地区のうち3地区は排水関連施設のための整備のため、圃場の大区画化を図る事業に限定すれば、国営事業を含む新規・継続の合計で7,995haになる。宮城県の被災農地（転用分を除き1万3,930ha）の57%に当たる面積である。

なお、ここに挙げた「地区面積」は整備される圃場だけでなく、農道や水路等の面

積を含んでいる。実際に事業を進めていけば不同意者の農地を除外するなどの計画変更が必ずあるため、当初の計画面積とは異同が生じることにも留意が必要である。

これらの圃場整備事業は被災農地の復旧と同時に取り組むものが多いが、がれき撤去や除塩などの復旧作業が先行し、いったん営農を再開した後に改めて大区画に整備し直す地区もある。また、津波被害は受けなかったが、用排水の系統などから一体的な整備が望ましいとして事業区域に編入された地区もある。

整備後の区画は1haが標準だが、従前30a区画だった圃場を三つ合わせて90a区画にするケースもある。また、当面は1ha区画にするが、畦畔（あぜ）^{けいはん}を撤去すれば2ha区画にできる設計も名取地区などで採用されている。将来の更なる利用権集積をにらんだものだが、均平（圃場を水平にならす）のためのコストがかさむため、圃場間の高

第2表 宮城県における農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興交付金による県営事業）

(単位 ha, 億円)

関係市町村	地区数	地区面積	事業費	地区名(関係市町村)	地区面積	事業費	
新規地区	①気仙沼市	1	142	27	大川(石巻市)	413	17
	②南三陸町	1	170	34	北上(石巻市)	294	18
	③石巻市	1	43	63	飯野川(石巻市)	322	9
	④東松島市	2	314	47	三輪田(石巻市)	113	10
	⑤七ヶ浜町	1	134	20	真野大谷地(石巻市)	160	7
	⑥名取市(一部仙台市)	1	840	125	大曲(東松島市)	144	23
	⑦岩沼市(一部名取市)	1	650	93	洲崎(東松島市)	88	4
	⑧巨理町	7	1,299	188	玉浦中部(岩沼市)	100	5
	⑨山元町	3	707	116	柴鳥(巨理町)	881	12
					牛橋(巨理町, 山元町)	455	7

資料 宮城県農林水産部「農地・農業用施設等の復旧・復興状況」(13年10月)
 (注) 1 事業費は復興交付金分。洲崎・柴鳥・牛橋地区は区画整理は行わず、排水関連施設のみ整備。
 2 ①～⑨は第2図中の番号に対応。

第2図 宮城県内で進められている主な農地整備事業(新規地区)



資料 第2表に同じ
 (注) 図中の①～⑨は第2表の関係市町村に同じ。

低差が小さい地区に限られている。

圃場の大区画化と併せて用水のパイプライン化、排水の暗渠化も実施される。後述するように住民の減少が著しい被災地域においては、集落の共同活動で担われてきた水路の泥上げ作業などの維持が課題になっており、用排水の地中化はその要請に応えるものになる。

事業費は国営の仙台東地区が187億円、県営事業については前掲第2表の通り合計で800億円強が予定されている。国営事業は国が98%、仙台市が2%、復興交付金による県営事業も国が75%、県が17%、市町が8%という負担割合になっており、いずれも（通常は1割程度生じる）農業者の自己負担はない。

大区画化を伴う圃場整備は13年度中に着手する予定だが、かなり遅れている地区もあり、進捗状況にはばらつきが大きい。国営の仙台東地区も13年に着工できたのは一部にとどまっている。

復興交付金の交付期間は11～15年度の集中復興期間に限られており、事業もそれまでに完了することが前提だが、後述するようにスケジュールはかなり厳しい。

3 事業推進を巡る問題点

(1) 建設資材や人員の不足

事業の遅れの一因になっているのが、公共工事の入札に応じる業者がいない「入札不調」の多発である。背景は復旧・復興関連に加え「アベノミクス」による公共投資

の急増であろう。全国的に建設工事の資材や労働力が不足し、資材価格や人件費が上昇しているが、被災地では特にその傾向が強い。

石巻市の大川地区については既に触れたが、東松島市の西矢本地区でも国道45号南側の約80haが入札不調のため受注業者が決まらず、14年の作付けが見送られることになった。

第3表は宮城県発注の公共建設工事（農業関連以外も含む）の入札状況を示したもののだが、10年度に35件だった不調件数は11年度に290件、12年度に411件と震災後に急増した。もちろん入札件数自体も増えているが、不調の発生率（入札件数に対する不調件数の割合）も10年度の3.2%に対し11年度は22.6%、12年度には29.2%と大幅な上昇ぶりである。筆者が県に聞き取ったところでは13年度も12月末時点で901件中238件が不調になっており、不調発生率は26.4%と高水準が続いている。

入札不調を解消するため、国や県は震災発生以来、積算方式の見直しや入札資格の拡大、手続きの簡素化などを進めている。農林水産省と国土交通省は14年2月から公共工事の労務単価を全国平均で7.1%（うち被災3県は8.4%）引き上げた。これにより、

第3表 宮城県発注建設工事の入札状況

(単位 件, %)

	入札件数	不調件数	不調発生率
10年度	1,098	35	3.2
11	1,282	290	22.6
12	1,409	411	29.2

資料 宮城県出納局契約課資料から作成

宮城県では普通作業員の労務単価が所定労働時間内8時間当たり1万6,100円となったが、これは11年度当初(1万1,100円)との対比では45%の大幅アップとなる。

しかし、現場では「元請けには受注の意向があっても、下請けが資材や作業員を調達できない」(自治体関係者)、「単価を引き上げれば人が集まるという保証はない」(土地改良区関係者)との声も聞かれる。2000年代から続く公共事業削減の流れのなかで、建設業者の廃業や経営縮小が続いてきたことも遠因であろう。

今後は、消費税率引上げに伴う景気の落ち込みを回避するための公共投資増加も見込まれ「他県から来ていた業者が地元に戻る動きが強まっている」(同関係者)という。20年の東京オリンピック開催へ向けた首都圏のインフラ整備が加速すれば、被災地での資材・人手不足は更に深刻化しかねない。

13年12月の宮城県における有効求人倍率(季節調整値)は1.33と前年同月比で0.14ポイント、震災前の10年12月との比較では0.83ポイントもの上昇となった。岩沼市で施設園芸を営む農業生産法人の代表は「働き手を募集しても、土木作業の方が時給が高いから集まらない。何のための復興事業なのか」と話す。資材や労働力の需給逼迫は農業復興の直接的な足かせになっており、単価引上げにとどまらない抜本的な対策が必要である。

(2) 専門家、経験者の不足

圃場整備事業を担う自治体や土地改良区

では、工事や換地の専門家と経験者の不足も目立つ。

宮城県の場合、他の都道府県から11年度に40人、12年度に64人、13年度は28都道府県から68人の技術系職員が応援に派遣され、即戦力の人材として活躍してきたが、14年度は事業量がピークを迎えるため、一層のマンパワー不足が予想される。このため、同県は13年11月に任期付き技術職員を17人中途採用したほか、14年度には前年並みの応援職員65人を確保すべく関係機関と調整を進めている。

宮城県の出先機関で石巻・東松島両市を管轄する東部地方振興事務所では、愛知以西の5県から計15人の応援職員と任期付き採用の職員5人(建設・コンサルタント業界などの経験者)が勤務し、工事の設計や監督、農業者との調整などに当たっているが、連日深夜までの残業が続いているという(14年1月8日時点)。

市町や土地改良区では更に不足感が強い。県内の各土地改良区は他区からの応援や臨時職員の採用でしのいでいるが「換地や工事業務に精通した職員の確保が緊急の課題」(名取土地改良区)との声が出ている。

また、大規模な国営事業に取り組む仙台東土地改良区では、本格的な農地整備を経験した職員がいないことが懸案事項になっていた。このため、県土地改良事業団体連合会の協力で土地改良換地士(土地改良法に定められた国家資格で同法、民法、農地法などの専門知識と一定の経験を要する)の資格者5人を含む7人を増員した(13年10月末時

点)ものの、それでも不足感が否めないとしている。こうした応援や増員が得られていない土地改良区もあり、今後、本格化する換地などの地元調整へ向けて不安を抱えている。

複雑でデリケートな利害調整を求められる換地業務においては、知識や経験だけでなく当事者である農地所有者との信頼関係も重要になる。農協など関係機関がサポートする態勢を取っている地域も多いが、更なる連携強化が必要であろう。

(3) 錯綜する権利関係

事業への同意徴集や換地を進める上で、農地を巡る複雑な権利関係が障害となることが多い。

法律上は「3条資格者」(土地改良法3条に規定する事業参加資格者で、原則的には所有権の有無にかかわらず耕作者)の3分の2以上の同意があれば事業を開始できる。

しかし、不同意者が多いと事業区域が「虫食い」状態になり、事業の効果が損なわれるため、実際には100%近い合意を目指すのが常である。同様の理由で、耕作者だけでなくやはり農地所有者の同意も欠かせない。

同意徴集や換地が難航する一因は、震災前の物故者も含めて名義上の所有者が亡くなっており、相続手続きが済んでいない土地の存在である。

この場合は所有者の家族関係から法定相続人を特定し、同意を求めることになる。共有地も同様だが、多数の地権者を探し当て

て全員に同意を得るのは困難な作業である。

ある地区では死亡した農地所有者が約200人いたが、その法定相続人は約800人を数え、なかには震災後に転居を重ねて所在を確認できない人たちもいた。連絡が取れないケースや共有地については、やむを得ず事業地区から除外したという。

土地に抵当権が設定されており、法定相続人全員が相続放棄した例もある。所有者(またはその所在)の不明な土地については民法の「相続財産管理制度」や「不在者財産管理制度」を使って自治体が取得することもできるが、抵当権の抹消が前提になる。また、これらの制度は煩雑かつ長期間の手続きが必要なこともあり、圃場整備事業に使うのは現実的でない。

なお、山元町の市街地整備事業では、土地売却に同意しない地権者の土地について収用裁決を申請する方針を決めたとの報道がある(14年2月5日付「河北新報」)。

だが、圃場整備事業や防災集団移転促進事業(以下「防集事業」という)に土地収用は適用されない。対象となる事業を限定列挙した土地収用法第3条に記述がないためである。また、圃場整備の場合は地元からの申請に基づいて実施する「申請事業」であるため、強制的措置にはなじまないという側面もある。

しかし、大災害からの復興という公益性や緊急性を考慮し、全額公費で遂行される事業において、平時の法理をそのまま適用するのが果たして適切であろうか。こうした問題は農地以上に被災者の住宅整備問題

でネックになっている。国は現行法体系の枠組みの中で手続きの迅速化など改善に取り組んでいるが、被災地自治体や法曹界からは運用面だけでなく、より抜本的な災害時特例制度の創設を求める声強い。

(4) まちづくりとの連携

被災地における圃場整備事業では、他の土地利用計画との連携・調整も重要である。

宮城県では、防集事業に伴って市町が買い上げる住宅や公共用地の跡地利用が課題になっているが、こうした土地を圃場整備事業の区域に編入し、換地制度を活用して非農用地として集約する試みも始まっている。

気仙沼市と南三陸町は13年4月、防集事業で住民が移転する2地域を圃場整備区域に追加編入し、両事業を一体的に推進することで県と合意した。圃場整備事業では全体の3割未満なら非農用地を生み出すことが可能であるため、区域内に点在する住宅跡地などを換地によって集約し、道路用地や宅地、事業用地などに充てることができる。

このような「土地利用の整序化」について、県は大半の事業地区で取り組む方針を掲げている。農業復興だけでなく、まちづくりにとっても望ましいスキームである。

ただし、住宅跡地を整備区域に編入するには、その土地を市町がいったん買い上げて所有権移転登記を完了させることが必要で、やはり相続や抵当権の問題など土地を巡る権利関係がネックになってくる。

このほか、道路整備や海岸堤防などとの

絡みで事業区域が確定せず、あるいは工事に着手できない部分もある。集団移転を巡って住民の合意形成が難航するケースもあり、こうした混乱の影響が「玉突き」的に農地整備にも及ぶ可能性がある。

一方、住宅建設や地下鉄の延伸が予定される仙台市周辺では、農地価格の上昇傾向もみられる。

農業委員会系統の関係者によると、国営事業が進められる仙台東地区の一部では、標準的な田の売買価格が12年春の時点で10a当たり300万円前後に上った地域もあるという。全国農業会議所による調査結果では、同年の全国平均が128万円、東北地方の平均は65万円となっており、それに比べると異常な高騰ぶりと言える。

実際には、圃場整備の対象となる農地は農振農用地（農業振興地域の農用地区域内の農地）として原則的に転用できないが、農地所有者の心理に影響し、換地などの協議が難航する事態も懸念される。

農地に限った問題ではないが、不当な地価高騰や思惑的な土地取引を防ぐためにも、住民のコンセンサスを前提とした総合的な土地利用計画を確定させることが急務と言えよう。

(5) 復興交付金の期限

既に述べたように、復興交付金による圃場整備事業は集中復興期間（11～15年度）内に完了させることが前提であり、16年度以降にずれ込んだ場合、予算措置が継続される制度上の保証はない。

事業の推進状況は地区によってまちまちで、既に換地計画原案の作成や着工に至っている箇所もあるが、多くはそこまで至っておらず、被害の深刻さや地元調整の難しさから当初計画より1年以上遅れている地区も少なくない。自治体や土地改良区関係者の間には焦燥感が漂っている。

第4表は通常の圃場整備事業と交付金事業の流れを対比したものである。これを見ても分かるように、一般的には3、4年かかるプロセスを交付金事業では1年程度で終わらせる工程表となっている。

現場のスケジュール感はもっとずれが大きく、ある土地改良区事務局長は「通常なら計画段階で4、5年、実施には10年かかる。それを今回は5年で終わらせなければならぬので非常に厳しい」と話す。

もちろん15年度までに完了しなかった場合でも、施工途中で放棄することは常識的

に考えにくい。何らかの形で予算措置が継続されるだろうというのが現場関係者のほぼ一致した見方ではある。

ただし、一般の公共事業（農業農村整備事業）に切り替えて継続されることになったとしても、事業費の負担割合の問題が残る。つまり、交付金事業と同様に受益者負担をゼロにできるかどうかは分からない。

前述した通り、平時の圃場整備事業では、農業者も事業費の1割程度を自己負担するのが通例である。国直轄の仙台東地区を含め、被災地における圃場事業では農家負担がないことが地元調整を進める上で強い追い風になっている。これは多くの自治体や土地改良区の関係者が認めるところであるが、その前提が崩れれば事業の推進力は決定的に失われかねない。

第4表 通常の圃場整備事業と交付金事業の違い

通常の流れ(モデルケース)		交付金事業の流れ(最短の場合)		
採択4年以前	地域ビジョン策定	11年度	1月	復興交付金申し込み
4年前	地区界の決定	12年度	4月	事業推進委員の選出
3年前	営農等意向調査 現況調査 基本計画作成(土地改良区等)		5~9月	地区界の決定・営農等意向調査 基本計画作成(土地改良区、県) 促進計画*作成(市町村)
2年前	基本計画作成(県) 促進計画*作成(市町村) 地元説明会開催 同意徴集		10月	地元説明会開催
1年前	公告縦覧(県) 換地原案作成		11~1月	換地基準決定 換地原案作成 同意徴集
実施年度~	一時利用地指定* 事業採択 実施設計 着工 地元調整(換地等)		2~3月	換地原案決定 公告縦覧 一時利用地指定* 事業採択
		13年度	4月~	実施設計 着工 地元調整(換地等)

資料 宮城県「農山漁村地域復興整備事業調査計画スケジュール(案)」等を参考に作成

(注) 1 ※「促進計画」は事業後の営農や農地集積に関するプラン。

2 ※「一時利用地指定」は換地処分前に暫定的に耕作地を指定すること。

(6) コミュニティの維持

別稿斉藤論文でも紹介されている通り、被災地では多くの担い手が新たに生産組織を結成するなどして離農者らの農地を引き受け、数十～100ha規模の大規模稲作や先進的な施設園芸に取り組もうとしている。

担い手不足に悩む地域も一部にはあるが、全体としては前向きの機運が高まっている。生産手段や生活手段のすべてを失った最沿岸部ほど、その傾向は顕著である。地域農業の再生にかかる農業関係者らの強い危機感と責任感を示すものと言えよう。

逆に「被害の軽かった内陸部では、従前の農地へのこだわりが強く、換地や利用権設定の調整が進めにくい傾向がある」(仙台東地区関係者)という問題がある。このような温度差や認識の違いを乗り越え、一体感を持って復興に進むことが被災地全体の課題であろう。

一方、集団移転の対象となる「移転促進区域」や住宅を新增築できない「災害危険区域」に指定された沿岸地域では、住民の数が激減し、地域コミュニティの維持が困難になっている。仙台東地区では、むしろ「コミュニティを維持するために農業を再生させる」という意識で復興プロジェクトに取り組んでいる地域もあるという。

耕起、田植え、収穫といった基幹的農作業は法人などの生産組織が担うとしても、これまで集落の住民ぐるみで維持していた農道の草刈りや水路の泥上げといった共同作業を誰が担うのかが喫緊の課題となろう。

冒頭に紹介した石巻市大川地区の場合、

住民の多くは十数km離れた内陸の地域に集団移転する予定である。集落ぐるみでの移転が実現し、住民のきずなが保たれることが救いだが「高齢化も進んでおり、農地を守るために大川地区に通うという人はあまりいないだろう」(地元関係者)という。

前述のように、こうした周辺作業は用排水の地中化など施設の高度化によって不要になる部分もある。また、14年度に創設される「農地維持支払い」では従来の農地・水保全管理支払いと違って非農家住民の参加が要件ではなく、農業者だけの取組みでも支援を受けられるようになる。このため、同制度を活用して担い手自身、あるいは雇用者が農道の草刈りなどの作業に当たる選択肢もあろう。

しかし、こうした共同作業に参加すること自体が住民の帰属意識を支え、地域コミュニティを維持してきた面もあり、そのような「場」の喪失は単なる農業生産とは別次元の問題をも含んでいる。

少数の担い手に農地の利用権が集約されるのは、農業者の数が減る被災地では避けがたく、農業経営の効率化という面から言えば望ましいことでもある。しかし、それは少し見方を変えれば、担い手の経営リスクがそのまま地域農業全体のリスクになるということでもある。

県北部の市農政担当者は「広大な農地の耕作を引き受けてくれる担い手が出てきてくれたのはありがたいが、万が一彼らの経営が悪化した場合に新たな受け皿がすぐに見つかるかどうか心配だ。そうならない

よう地域全体で支えていかなければいけない」と話す。

また、仙台市のある生産組織（非法人）の代表者は「担い手などと言われても、我々は全員60代半ば以上。10年先、15年先に我々の後を継ぐ人間が見つかるか」と将来を案じる。県南部の土地改良区理事長は「担い手が大規模化して20、30町歩やれば、各集落に（耕作者は）1人か2人いればいい。しかし、それで地域が成り立つのか」と話す。

被災地では農地を巡る所有と経営の分離、あるいは生活と生産の分離が急速に進んでいる。世代交代が進めば、自らが所有する農地に特別の思い入れを持たず、場合によっては見たことすらない地権者が普通になるのかも知れない。一方、大勢いる地主の顔や名前を覚えきれず、言葉を交わしたこともないような耕作者も多くなっていくであろう。そのような状況下で生産は効率化されていっても、農地の保全や地域農業の在り方を巡る合意が円滑に形成しうるであろうか。

農村集落のしがらみを打破すべき旧弊とみなし「被災地を先進的な食料生産基地に」とのスローガンの下、落下傘的な外部企業の参入を促す動きもある。しかし、地域社会という基盤を欠いた復興は果たして真の復興と言えるのか。そこでは、産業や経済の論理を超えた考察が必要であろう。

(7) TPPと農政転換への戸惑い

さまざまな困難に直面しながら復興へ向けて歩みを続ける被災地の農業者、農業関

係者の前途には、別の暗雲も垂れ込めている。TPP交渉と農業政策の急転換である。

TPP交渉は今春が山場とされる。米国をはじめ豪州、ニュージーランドなどの農産物輸出大国は全品目の関税撤廃を日本に迫り、重要5項目（米、麦、乳製品、牛豚肉、砂糖・でん粉）の例外扱いを求める日本の主張が通るかどうかは極めて微妙な状況である。

宮城県をはじめ被災地で圧倒的なウエイトを持つ農産物は、言うまでもなく米である。米の関税が撤廃され、米国や豪州の安価な米が自由に輸入されるようになれば、業務用・加工用を中心に国内市場の相当部分に浸透することは必至で、家庭向けの主食用米についても価格下落など一定の影響は免れそうにない。

世界2位の米輸出国ベトナムも、現在は日本人の嗜好に合わない長粒種の生産が主ではあるが、既に日本の農業法人が国産銘柄米の種子を持ち込んで栽培を始めており、潜在的な対日輸出余力は大きいとみられる。

TPPという「黒船」の圧力は、被災地においてより強く受け止められている。「TPPがあるから規模拡大や法人化が必要だ、という意識が圃場整備事業の後押しになっている」（県南部の町農政担当者）という側面がある一方で「今のタイミングで大規模化して本当に大丈夫か、という不安の声が地元から出ている」（県地域振興事務所幹部）のも事実である。

もう一つの不安（あるいは混乱）要因は13年半ばから矢継ぎ早に打ち出された「農政改革」である。

米生産調整（いわゆる減反）の見直し、農地中間管理機構（農地集積バンク）の創設、農業生産法人・農業委員会・農協を巡る制度改革の論議が急ピッチで進み、農業現場には大きな戸惑いが広がっている。

特に米政策と農地中間管理機構は、圃場整備をテコとした農地の利用集積にも直接的に絡み、自治体にとっても行財政負担の増加が見込まれることから、影響を懸念する声が多い。「中間機構は細かい運用規程が詰まっていない。復興事業に忙殺されているところへ新たな業務が加わるが、人員や予算が確保できない」（県の農政担当者）、「実務は市町村が担うことになると思うが、それに充てる人員がいない」（市農政担当者）といった不満の声が上がっている。

圃場整備後の農地集積については「人・農地プラン」と連動し、既存の農地利用集積円滑化事業に基づく農協などへの一括委任方式で調整が進められている地域が多い。一方、新設が決まった中間管理機構では、農地の受け手を公募することが盛り込まれたが、制度間の整合性は取れるであろうか。仮に公募が行われる場合でも、地域の合意を最大限尊重する形で耕作者を選定すべきである。

まとめ

農業復興の足取りには地域や営農類型による不均等が大きい。第5表は農林水産省がまとめた営農再開状況である。調査対象はあくまで経営再開を目指す経営体のため、

離農者を含めた農業者全体の動向を表したものではない。それでも、宮城県においては営農再開が2年以上遅れている経営体が2割程度ある。農業所得も宮城県では12年には震災前の6割に回復したが、岩手・福島両県では伸び悩みが目立っている（第6表）。

一方、営農を再開できない理由（第7表）として、宮城・岩手両県では「耕地や施設が利用できない」が9割、「農機具が確保できない」が4～5割、「営農資金に不安があ

第5表 被災地における農業経営体の営農再開状況

（単位 市町村、経営体）

	調査対象市町村数	調査対象経営体数	11年に再開	12年に再開	再開予定
岩手県	6	57	44	7	6
宮城県	9	203	127	37	39
福島県	3	55	50	2	3
計	18	315	221	46	48

資料 農林水産省統計部「東日本大震災による津波被災地域における農業・漁業経営体の経営状況について」（13年7月公表）から作成

第6表 2010年を100とした農産物販売収入・農業所得

（単位 経営体）

県別			3県平均	岩手県	宮城県	福島県
	経営体数		267	51	164	52
県別	農産物販売収入	11年	32	45	27	58
		12年	66	57	64	75
	増減	34	12	37	17	
県別	農業所得	11年	23	29	19	43
		12年	59	34	61	54
	増減	36	5	42	11	
営農タイプ別			水稻主体	露地野菜主体	施設野菜主体	
	経営体数		131	20	86	
	農産物販売収入	11年	36	61	24	
		12年	92	77	53	
	増減	56	16	29		
	農業所得	11年	24	50	14	
12年		77	70	48		
増減	53	20	34			

資料 第5表に同じ
（注）いずれも調査対象は「おおむね5年以内に経営再開の意志を有する経営体」。

第7表 営農を再開できない理由(複数回答)

(単位 %)

	生活拠点が定まらない (原発事故の影響を除く)	耕地や施設が利用できない (同左)	農機具が確保できない	農業労働力が足りない	営農資金に不安がある	原発事故の影響	その他 (病気やけが等)
3県計	9.3	21.9	11.2	1.9	8.3	80.4	0.2
岩手県	63.6	97.4	37.9	-	38.9	-	-
宮城県	37.7	95.5	52.3	7.2	38.2	-	1.2
福島県	2.9	7.5	3.6	1.1	2.4	96.2	-

資料 農林水産省統計部「東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況(2013年3月11日現在)」(13年4月公表)から作成

る」が4割近くに上り、やはり農地を含めた「モノ」と「カネ」がボトルネックになっている状況が浮かび上がる。また、宮城県においては「農業労働力が足りない」が7%と、比較的高いのも目を引く。

「生活拠点が定まらない(原発事故の影響を除く)」は、住民の高台移転などが難航する岩手県が6割と突出し、宮城県でも4割近くが理由に挙げている。そして、福島県では「原発事故の影響」が96%と圧倒的に高い。それぞれ地域事情には違いがあるものの、多くの被災農業者が現在も「生産再開より、まずは生活再建」という状況であることが読み取れる。

被災者を支える自治体も苦闘を続けている。河北新報社が14年1月中旬、被災地の市町村長20人(宮城県10人、岩手・福島両県各5人)に実施したアンケート(2月7日付「河北新報」掲載)によると、9割の首長が復興庁の役割を肯定的に評価した半面、今後の同庁に強く求めること(複数回答)としては「現行の法律や制度の枠を超えた柔軟な対応」が85%、「他の省庁を引っ張り司令塔の役割を果たす」が65%、「復興予算の十分な確保」が55%、「自治体のマンパワー不

足対策の支援」が50%、「入札不調対策など予算執行の促進支援」が25%などであった。

また、奥山恵美子仙台市長は「復興には長い時間がかかる。国の集中復興期間が終了する16年度以降も、財源確保とマンパワー不足への支援が必要だ」とコメントしたという。

直接的には復興庁への評価だが、自治体側の回答は政府全体に対する切実な要望を表したものであろう。アベノミクスによる景気の一時的回復や東京五輪で国全体の「目線」が高くなるなか、集中復興期間の半ばを過ぎた被災地への関心が薄れることへの危機感がにじんでいるようにも思われる。

現場の農業者にとっては、その思いが更に強い。仙台市の生産組織代表は「農業所得倍増などと言うが、どこの話かと思う。被災者と被災しなかった人の温度差がものすごく大きい。やはり(震災体験は)風化しつつあるのだろう」と筆者に語った。3年後の今だからこそ、こうした被災地の小さな声に耳をすます必要があるのではないだろうか。

(ゆきとも わたる)



農協系統全国機関の震災復興への3年目の取組み

——全農と農林中金を中心に——

代表取締役専務 岡山信夫

東日本大震災から3年が経過する。

この間、農林漁業協同組合は、東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題として取り組んできた

震災直後から1年目のJAグループおよび全国機関の取組みは、主として全国各地から被災地域に対する緊急支援活動や、全国機関による政策要請、あるいは再生に向けての枠組みづくり、が中心だった。

2年目には、復旧・復興に動き出す被災地域を具体的にサポートする取組みに軸足が移り、たとえば、2年目も継続されたJAグループ支援隊（2012年派遣者合計1,101人）の支援内容も1年目のがれき撤去等の災害復旧型から営農再開支援型（イチゴハウスの組み立て等）に変わり、3年目（13年派遣者合計594人）に継続されている。

さらに3年目は、圃場整備後の地域営農システム構築や、組織化された担い手への技術・金融・会計経理等多面的な経営支援、生産回復後の販路開拓支援など、営農を再開した農家の経営を軌道に乗せることに力点をおいた取組みも行われている。

本稿は、農協系統全国機関のうち主として全国農業協同組合連合会（全農）・農林中央金庫（農林中金）の震災後3年の取組みを中心^(注)に整理するものである。

(注) 1年目、2年目の農協系統全国機関の復興への取組みについては岡山（2012、2013）を参照。

1 復興途上にある被災地

震災からの復旧・復興は着実に進んでいるが、一方で地域間格差が拡大している。すでに震災前のにぎわいを取り戻した都市がある一方で、津波により壊滅的な被害を受けた地域においては、地盤沈下した土地の嵩上げ工事など復旧に向けた作業が続けられている。

震災直後47万人だった避難者は、13年12月現在でなお27万4千人を数え、そのうち10万2千人が仮設住宅での生活を余儀なくされている。なかでも、福島県の避難者が最も多く、13万6千人が県内（8万8千人）、県外（4万8千人）に避難している。東日本大震災では津波被災と原子力災害による損害が大きく、津波被災地の住宅再建には高台移転等の移転を伴う必要がある区域が多いこと、福島県においては避難指示区域の解除に相当な期間を要すること、等により避難生活の長期化が余儀なくされているといえよう。

農地の復旧状況を見ると、岩手・宮城・福島県（以下「被災3県」という）の津波被災農地20,530haのうち、12,520haで営農再

開が可能になった（13年5月末時点）。14年度までに復旧が見込めない農地は710ha（全体の3%）であるが、その他に福島県の避難指示区域内被災農地が2,120ha、転用により農地として復旧されない用地が820haある。また、被災3県においては、復興交付金等を活用し、面的な集積による経営規模拡大や土地利用の整序化を図る農地の大区画化等を約9,400haで実施している。

被災農業経営体の13年3月時点での営農再開割合は、岩手で96.7%、宮城64.6%、福島58.7%となっているが、そのうち津波被害にあった農業経営体の営農再開割合は岩手48.3%、宮城57.8%、福島20.1%であり、津波被災地および福島県での営農再開が遅れている。

2 農業経営再開支援の取組み

(1) 国の施策

復興施策は応急復旧から本格復旧、さらに復興加速化の段階に入ろうとしている。

11年度の国の施策は、農林水産省による応急復旧施策が中心で、農地・農業用施設災害復旧事業（応急用ポンプ・仮堤防の設置、がれき撤去、除塩など）、東日本大震災農業生産対策交付金（営農再開のための施設の復旧、営農資材や農業用機械の導入）、被災農家経営再開支援事業（復旧作業を共同で行う農業者に対する支援金の交付：営農再開までの間の所得確保）が主たるものだった。

12年度、復興特別区域法の施行以降は復興庁の復興交付金事業が大きな役割を果たし、本格復旧が進められた。復興交付金事

業のうち農業関連の主な事業は、圃場整備等を行うC1事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業）と、行政がハウスなど農業施設や農機等を取得・所有し農業者に無償貸与するC4事業（被災地域農業復興総合支援事業）である。

13年度、国はさらに復興を加速させるとし、「被災地域を新たな食料生産基地に再生するとともに、先進的なモデルとして復興」することを目指し、交付金事業に加え、先端的な農林水産技術を駆使した実証研究事業や6次産業化支援策による高付加価値化にも力を入れている。

(2) 全農・農林中金の農業経営再開支援

国の施策と並行して、全農や農林中金でも農業経営再開に向けて、様々な施策に取り組んできた。

<11年度>

11年度、全農では東日本大震災からの復旧支援として、これまで積み立ててきた災害対策積立金（約50億円）を活用し、被災農家および被災JAの復旧を支援することとした。このため、11年5月中旬までに被災JA全てからニーズをヒアリングし、それを基に「東日本大震災にかかる災害対策特別基本要領」を制定した。

被災農家に対する具体的な支援内容は、①農畜産物の生産維持対策（^{へいし}斃死した家畜の損失支援、廃棄生乳の損失支援、農家所有の肥料・農薬や段ボール資材等の在庫損失支援、菌床ブロックの種菌の損失支援など）、②復旧資材の供給対策（JAのレンタル農機取

得に係る支援、JAレンタル農機事業の料金支援など)、③生産資材の残量対策(作付不能により返品となった種子や肥料・農薬等の在庫・保管費用支援など)、④施設の損壊対策(流失・損壊した農家所有のパイプハウス等の損失支援、農家所有の農機の損失および修理費用の支援、畜産農家の施設損失支援など)などである。被災JAからのヒアリングに基づいてきめ細かいニーズに対応し、国の東日本大震災農業生産対策交付金事業を補完する機能を担ったといえよう。

農林中金では、東日本大震災による被害を受けている農業者の農業経営の継続のための緊急的な金融支援策として、JAが貸し付ける農業資金に対して、借入者の金利負担が無利子となるような利子補給等(東日本大震災緊急特別対策の利子補給)を実施することとした。13年9月までの実績は、農業資金で3,067件、93億円である。

さらに、農林中金は緊急時対応に加え、「農林水産業の復興を全力かつ多面的に支援するために」として、11年4月28日に「復興支援プログラム」の創設を決定した。このプログラムは複数年(4年程度)にわたって実施され、その間の事業規模は1兆円、農林中金の支援額を300億円と想定したものである。このうち農業経営再開のための主な施策として、上記利子補給事業に加え東北農林水産業応援ファンド(ファンド総枠50億円)が、12年2月に創設された。同ファンドによる投資実績(13年9月末時点)は、水産系統を含め14先で262百万円となっている。被災事業者が抜本再建を進める際

の財務改善を後押しするものであるが、13年度以降は被災農地の復旧が進み、地域全体の復興につながる大規模復興プロジェクトが新設法人等により取り組まれる可能性もあることから、同ファンドに対する新設法人による需要が今後さらに見込まれよう。

<12年度>

全農は、「平成24年度は復旧支援を継続する一方、事業全体の立て直しや新たな農業の再生に向けた『復興』への取り組みを強化する」として、仙台(宮城県本部内)に本所総合企画部震災復興課を新設、以下の具体的施策に取り組んだ。

まず、前年度同様、災害対策積立金を財源に平成24年度県別災害対策要領を策定、農家の早期営農再開に資する施策として、①津波被災した圃場の土壌分析ならびに塩害軽減・除草にかかわる資材費の支援、②園芸用ハウスや農業用機械の取得・改修に対する支援、③畜産基盤再生に向けた素牛・子牛の導入支援、④地震により流出・損壊した種苗やしいたけ用資材等の損失支援、⑤JAが農家にレンタルする農機のレンタル料金の支援、などが実施され、復興交付金事業の対象にならない分野を補完する役割を担った。

また、麒麟ビール(株)が震災復興対策として取り組んでいる「復興応援 麒麟絆プロジェクト」農業支援の一環として、被災3県の農家に農業機械の購入資金を支援する事業(麒麟「東北『復耕』サポート」事業)に全面的に協力し、12年末までに376台の農機(約5億円、中古比率43%)を被災地に届けた。

農林中金では復興支援プログラムの一環で、被災農業者等の早期経営再開を支援するため、リース方式での経営再開に対応可能な制度を全農と連携して創設、農林中金、全農がそれぞれリース料総額の10%、5%を助成することとし、12年7月に取扱いを開始した。一部地域ではJAによる助成も加わり、系統全体で農業者の経営再開に向けた取組みを支えている。13年9月までの約1年間で428件、物件取得額18億円（農林中金の助成額はこの10%）がこの事業で実施された。

また、東北農林水産業応援ファンドについては、12年度中に農業関係で7件が投資実行された（うち5件はJAから紹介案件）。被災した大規模農業法人のハウス建造や加工場新設などが主な内容であるが、被災農家の法人化支援のためのものもあった。

さらに、農畜産物の販売力強化等をサポートするため、売り手と買い手のビジネス

マッチング機会を提供する農商工連携の取組強化を進めている。13年3月には、東北の全農各県本部と連携し、仙台市において「JAグループ主催東北復興商談会」を開催した。商談会には農林中金の取引先を中心にバイヤー44社の来場があり、13年9月末現在、商談件数250件中、27件が成立している。

<13年度>

全農は、前年度に続き、災害対策積立金を財源にした県別災害対策要領に基づく営農再開支援に取り組んだ。13年度には畜産営農再開支援のため、畜産繁殖・肥育用素牛の導入支援なども実施されている。同積立金からの支出は11～13年度で合計70億円に達し、この間の農業経営再開に大きく貢献したといえよう。

また、「復興応援 キリン絆プロジェクト」農業支援については、13年からは、復興支援第2ステージとして、“生産から食卓まで

第1表 2013年度「復興応援 キリン絆プロジェクト」による農業生産者団体への支援金助成

	支援先	事業タイトル	金額(千円)
岩手県	農事組合法人 陸前高田ふれあい市場, ほか6団体	「『北限のゆず』の未利用果実等の活用による震災復興プロジェクト」, ほか6件	127,000
	JA花巻 JAおおふなと	「新規産直施設を軸に起こす復興ムーブメント」 「地域特産果樹『気仙沼小枝柿』の安定生産と加工・販売の取組み」, ほか2件	108,365
宮城県	有限会社 六郷アズーリファーム, ほか9団体	「被災して故郷を失った井土浜・仙台東部地区の農業再生の仕組み作り」, ほか9件	165,000
	JA仙台 JA南三陸 ほか3JA	「仙台ブランドの育成と農業者所得向上への挑戦」 「『春告げやさい』の再興による南三陸『春告げの国』づくり」, ほか5件	182,000
福島県	南相馬農業復興協議会 ほか5団体	「線量、風評に影響されない非食用農業の事業化～バイオディーゼルの事業」, ほか5件	101,100
	JAいわき市 JAそうま新地園芸部会 ほか3組織	「トマトのブランド育成による産地復興事業」 「活力ある園芸産地を目指して」, ほか3件	109,635
合計			793,100

資料 キリンビールホームページ資料から作成

の支援”というテーマのもと、生産支援だけでなく、農産物の地域ブランド育成支援、6次産業化に向けた販路拡大支援、将来にわたる担い手・リーダー育成支援などが実施されることになった。キリンビール(株)が有する流通チャンネルも活用して営農を再開した農業者をサポートしようというものであり、全農ではこの取組みについて側面支援を続けている。13年の同プロジェクトからの助成実績(概要)は第1表のとおりである。

農林中金では、被災3県を対象とし、東日本大震災により水田が被災した農業者の営農再開の支援策として、休耕から復旧し営農を再開する水田を対象とし、種籾や育苗箱等、稲作作付けにかかる資材等について助成を行うこととした。10aあたり2千円を助成基準とし、13年10月末までの助成実績は48百万円である。

また、販路拡大支援に向けた取組みとし

ては、13年11月に福島県郡山市において「おいしい福島食の商談会2013」を初開催し、14年2月には、第3回目となる「JAグループ主催東北復興商談会」を開催した。

農林中金は、引き続き生産資材等の費用助成を通じた農水産業者の営農・営漁再開支援や、販路拡大に向けた支援等、復興支援プログラムを活用した多面的な支援に取り組んでいくこととしている。

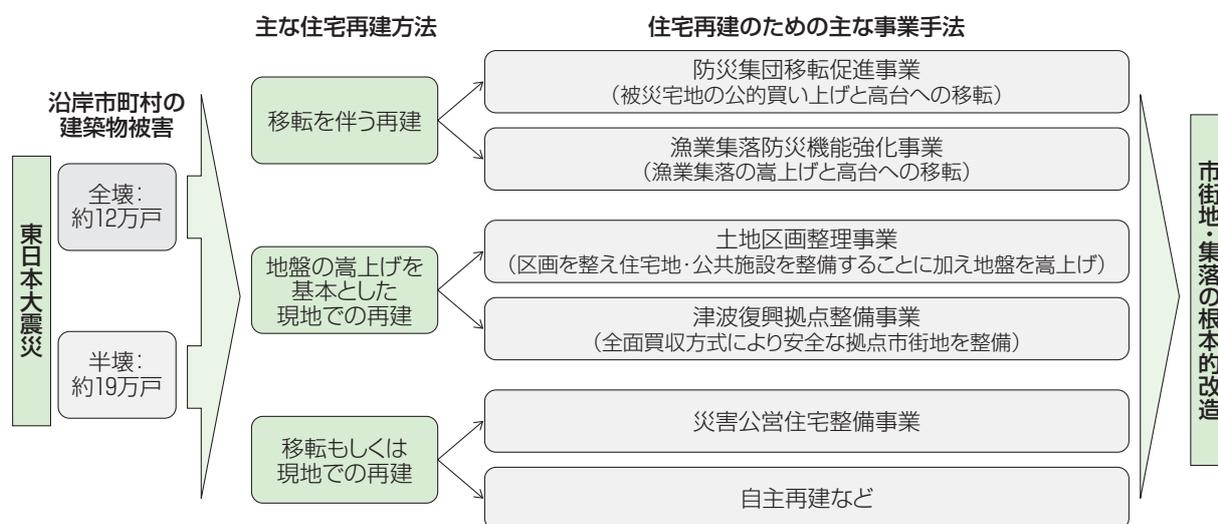
3 生活再建支援の取組み

次に、生活再建支援の取組みについて、津波被災地の住宅再建を中心に整理する。

(1) 国の施策

津波による被害を受けた沿岸市町村の建築物被害は、全壊：約12万戸、半壊：約19万戸である。その主な再建方法と事業規模は第1図のとおりであり、移転を伴うもの

第1図 津波被災地の市街地・居住地復興のための事業規模等



出典 復興庁ホームページ「復興の現状と取組み 平成25年11月29日」

や地盤の嵩上げが前提であるものであるため、長期間を要するものとなっている。

このうち、防災集団移転促進事業は、①地方公共団体が被災した宅地を買い取り、再び津波等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように必要な建築制限をおこなう、②地方公共団体が移転先となる住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡又は賃貸する、③被災者に対し、地方公共団体が住居の移転に要する費用を助成、④被災者が敷地の取得や住宅の建設のために住宅ローンを活用する際に、地方公共団体が利子相当額を助成、⑤被災者が農業等を継続するための共同作業所等を必要とする場合には、地方公共団体が住宅団地内に整備し、被災者に賃貸する、という事業である。ただし、強制力のない任意事業なので、実施には、関係する被災者の事業に対する理解と合意が不可欠である。

被災3県の面的整備事業による宅地等の

供給をみれば、第2表のとおり、民間住宅用宅地については計画28,060戸に対し13年度までに供給できるものは2,608戸にとどまっており、本格化するのは14年度以降になる。同様に、災害公営住宅の供給も計画24,256戸に対し13年度までの供給見込みは4,531戸であり、今後14年度をピークに供給される見通しとなっている。住宅の再建はこれからが本番なのである。

(2) 全農・農林中金による生活再建支援

全農では、生活者への支援として、仮設住宅に対する移動販売車の導入、Aコープ店舗を活用した買い物代行の実施、津波被災した沿岸地区の石油製品の安定供給を図るための「復興支援SS」設置(4か所)、などに取り組んできた。また、住宅再建の本格化により大規模な住宅需要が見込まれることから、復興の進む地区への住宅事業の支援を行っている。

第2表 面的整備事業による民間住宅等用宅地及び災害公営住宅の供給時期

(単位 戸)

		2012年度	13	14	15	16以降	調整中*	計	
岩手県	民間住宅等用宅地	12	1,026	1,051	624	-	7,374	10,087	15,726
	災害公営住宅	118	1,061	3,276	639	60	485	5,639	
宮城県	民間住宅等用宅地	123	729	2,167	1,981	-	10,432	15,432	30,917
	災害公営住宅	58	2,341	5,523	3,326	-	4,237	15,485	
福島県	民間住宅等用宅地	35	683	47	36	-	1,740	2,541	5,673
	災害公営住宅	80	873	1,645	320	-	214	3,132	
合計	民間住宅等用宅地	170	2,438	3,265	2,641	-	19,546	28,060	52,316
	災害公営住宅	256	4,275	10,444	4,285	60	4,936	24,256	

資料 復興庁資料から作成

(注) (各県共通)

1 「面的整備事業」とは、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業及び漁業集落防災機能強化事業である。

2 「供給時期」の定義

・民間住宅等宅地：宅地造成工事の完了時期

・災害公営住宅：建物の引き渡し時期

3 12年12月末現在で各県が市町村から提出を受けたデータをもとに集計整理したもの。

4 ※調整中：用地交渉や整備計画の策定中など供給時期が確定していないもの。

第3表 農林中金復興支援プログラムのうち金融支援プログラムの主な事業

事業項目	概要	備考
東日本大震災緊急特別対策の利子補給 〈11年4月取扱い開始〉	JA・JFによる被災組合員・生産者等向け災害資金の利子補給。各県行政・系統団体との調整の結果24県で制度創設	貸出件数:3,527件 貸出実行額:134億円 (うち農業資金で3,067件, 93億円)
復興ローン(東北農林水産業応援ローン) 〈11年12月取扱い開始〉	金庫による被災法人等(金庫取引先)向け低利資金	貸出件数:54件 貸出実行額:202億円
復興ファンド(東北農林水産業応援ファンド) 〈12年2月取扱い開始〉	金庫(アグリ社経由)による被災法人等向け資本提供	資本提供件数:14件 資本提供額:2.6億円
復興支援ローン利子補給 〈12年4月取扱い開始〉	JA・JFによる被災組合員・生産者等向け復興支援ローン(住宅ローン等)の利子補給	貸出件数:15,914件 貸出実行額:939億円
リース料の助成 〈12年7月取扱い開始〉	JAによる被災組合員・生産者等向けリース事業への助成	リース件数:428件 リース料総額:18億円

資料 農林中金プレスリリース資料等から作成

農林中金では、復興支援プログラムの一環として復興支援ローンの利子補給を12年4月から開始、13年9月現在での実績は15,914件、ローン新規実行額939億円(被災3県で、15,450件、金額859億円)となっている。これは、特定被災地域におけるJAやJFの住宅ローン・マイカーローン・教育ローンを対象に農林中金が利子補給を行うものである。また、防災集団移転促進事業に関しては、自治体による買上げ対象となる宅地等にかかる抵当権解除の事務フローの整備や、移転先での定期借地契約による借地上の建物を担保とした住宅ローンの取扱開始(13年2月)など、JAの取組みを支援する業務に注力している。

なお、第3表は、農林中金の復興支援プログラムのうち、金融支援プログラムの主な事業をまとめたものである。

4 地域主体の復興をサポートするために

震災からの復旧・復興は着実に進んでいるが、一方で地域間格差が拡大しており、遅れた地域に対する重点的な支援が求められる。

JAグループは「JAグループの社会的役割、使命をふまえ、引き続き、震災復興を最優先するとの共通認識のもと、JAグループの有する総合的な事業機能を通じて被災地の復興に貢献していく」(全国農業協同組合中央会)としている。なかでも、今後の復興には経済事業・金融事業機能の十全な発揮が必要であることから、全農・農林中金は引き続き、地域の創意や人々の思いを十分にくみとり、地域主体の復興ニーズに柔軟に対応できるよう復興支援を継続していく必要がある。

<参考資料>

- ・内田多喜生(2012)「大震災からの農業復旧・復興へ向けた農協の取組みについて」『農林金融』3月号

- ・内田多喜生（2013）「大震災からの農業復旧・復興へ向けた施策の動向と農協の取組み」『農林金融』3月号
- ・岡山信夫（2012）「東日本大震災からの復興に向けて―農協系統全国機関の取組み―」『農林金融』3月号
- ・岡山信夫（2013）「農協系統全国機関の震災復興への2年目の取組み」『農林金融』3月号
- ・キリンビールホームページ（アクセス14年2月）
- ・農林漁業協同組合の復興への取組み記録：東日本

大震災アーカイブズ（現在進行形）ホームページ
（アクセス14年2月）

- ・農林中央金庫ホームページ（アクセス14年2月）
- ・復興庁ホームページ（アクセス14年2月）
- ・結城登美男・小山良太・（株）農林中金総合研究所（2012）『東日本大震災復興に果たすJAの役割』家の光協会

（おかやま のぶお）

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2013

A4版 約193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2013年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(69)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(69)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(69)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(70)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(70)
6. 農業協同組合 主要勘定	(70)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(72)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(72)
9. 金融機関別預貯金残高	(73)
10. 金融機関別貸出金残高	(74)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2008. 12	37,146,683	5,131,502	16,325,498	3,619,532	36,078,979	9,466,736	9,438,436	58,603,683
2009. 12	39,148,992	5,530,290	23,126,522	1,167,264	45,880,590	11,793,266	8,964,684	67,805,804
2010. 12	40,435,770	5,465,437	22,754,868	639,282	45,134,275	13,471,702	9,410,816	68,656,075
2011. 12	42,708,714	5,180,671	20,330,323	2,686,578	43,230,036	14,398,816	7,904,278	68,219,708
2012. 12	44,963,854	4,745,776	26,824,847	2,649,893	48,743,821	16,283,691	8,857,072	76,534,477
2013. 7	48,481,109	4,400,580	25,075,963	5,751,829	49,019,727	16,317,917	6,868,179	77,957,652
8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
12	49,434,382	4,175,235	27,597,120	5,471,704	52,584,827	16,608,334	6,541,872	81,206,737

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2013年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	41,293,638	-	505,297	2,347	145,176	-	41,946,458
水産団体	1,356,314	-	90,433	1	10,760	-	1,457,507
森林団体	1,741	-	4,451	33	105	-	6,330
その他会員	3,244	-	2,973	-	-	-	6,217
会員計	42,654,936	-	603,154	2,381	156,041	-	43,416,512
会員以外の者計	225,948	67,097	338,470	71,897	5,295,302	19,156	6,017,870
合計	42,880,885	67,097	941,624	74,278	5,451,343	19,156	49,434,383

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 226,533百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2013年12月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	52,027	84,412	145,907	-	282,347
	開拓団体	8	13	-	-	21
	水産団体	9,502	5,848	8,072	-	23,422
	森林団体	1,759	6,462	1,665	39	9,926
	その他会員	256	701	20	-	977
	会員小計	63,553	97,437	155,665	39	316,693
	その他系統団体等小計	60,738	19,528	40,821	-	121,088
計	124,291	116,965	196,486	39	437,781	
関連産業	2,371,976	38,094	1,056,988	4,018	3,471,075	
その他	12,568,221	5,390	125,867	-	12,699,478	
合計	15,064,488	160,449	1,379,341	4,057	16,608,334	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2013. 7	7,129,358	41,351,751	48,481,109	1,000	4,400,580
8	6,625,260	41,648,250	48,273,510	-	4,361,479
9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322
10	6,478,667	42,230,477	48,709,144	500	4,258,663
11	6,684,851	42,481,154	49,166,005	-	4,220,598
12	6,539,006	42,895,376	49,434,382	-	4,175,235
2012. 12	6,210,295	38,753,559	44,963,854	-	4,745,776

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2013. 7	87,077	5,664,751	49,019,727	13,298,005	137	-	153,762
8	58,179	7,257,572	48,281,427	13,363,715	109	-	154,773
9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140
10	67,321	6,524,501	49,259,923	13,240,168	3,116	-	170,716
11	67,531	5,626,668	51,159,836	13,380,825	110	-	170,984
12	57,247	5,414,457	52,584,827	13,501,044	3,087	-	160,448
2012. 12	56,564	2,593,328	48,743,821	15,690,205	36,696	-	167,832

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金		出 資 金
	計	う ち 定 期 性		計	う ち 信 用 借 入 金	
2013. 7	55,246,237	53,715,798	1,011,350	947,177	1,740,476	
8	55,532,544	54,021,362	1,014,965	947,178	1,744,105	
9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962	
10	55,556,665	54,184,018	1,103,955	947,177	1,744,963	
11	55,657,310	54,312,455	1,093,619	947,177	1,744,961	
12	56,409,323	54,739,599	1,056,175	947,176	1,744,961	
2012. 12	56,135,234	54,283,664	925,588	913,106	1,792,390	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2013. 6	28,747,570	62,481,447	91,229,017	565,404	390,206
7	28,103,902	63,046,778	91,150,680	585,192	410,930
8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114
9	28,355,008	62,793,911	91,148,919	553,542	376,895
10	29,091,050	62,438,617	91,529,667	557,865	379,927
11	28,876,091	62,746,344	91,622,435	533,321	356,266
2012. 11	27,852,043	61,907,495	89,759,538	550,777	373,979

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
654,262	4,920,510	3,425,909	16,074,282	77,957,652
612,991	4,921,191	3,425,909	16,143,020	77,738,100
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502
598,370	4,664,208	3,425,909	16,769,050	78,425,844
871,648	4,697,519	3,425,909	17,462,597	79,844,276
537,108	5,026,966	3,425,909	18,607,137	81,206,737
502,192	6,362,943	3,425,909	16,533,803	76,534,477

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
14,867,358	1,293,471	3,324	16,317,917	529,810	6,338,233	77,957,652
14,399,094	1,258,983	3,923	15,816,774	529,835	5,794,204	77,738,100
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502
14,978,994	1,331,984	3,356	16,485,051	520,000	5,565,932	78,425,844
15,051,350	1,348,335	3,583	16,574,253	520,000	5,895,878	79,844,276
15,064,488	1,379,340	4,056	16,608,334	875,797	5,662,988	81,206,737
14,684,712	1,426,412	4,734	16,283,691	1,050,000	7,770,377	76,534,477

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
64,055	33,764,596	33,684,613	2,000	453,963	17,112,530	6,765,160	1,529,289
58,598	34,005,603	33,930,371	-	455,176	17,140,634	6,812,020	1,523,926
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048
57,319	34,182,640	34,103,622	13,000	433,765	17,142,631	6,907,287	1,543,422
62,337	34,425,204	34,352,862	15,000	440,620	17,141,167	6,872,198	1,541,938
89,347	34,928,907	34,853,726	15,000	436,657	17,319,819	6,898,911	1,572,297
86,891	34,298,400	34,211,728	2,000	419,473	17,282,349	6,892,243	1,458,158

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
396,389	63,956,238	63,697,457	4,842,826	1,871,009	23,133,587	206,288	706	
415,355	64,036,024	63,778,179	4,756,401	1,848,406	23,191,000	206,176	706	
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706	
394,477	64,166,232	63,887,814	4,626,003	1,763,426	23,098,818	206,351	706	
392,634	64,531,263	64,266,820	4,549,960	1,720,235	23,077,441	208,439	706	
402,129	64,606,909	64,338,323	4,540,907	1,717,836	23,069,305	206,993	706	
401,773	62,359,164	62,136,097	4,791,123	1,708,495	23,170,266	210,819	711	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2013. 9	2,135,375	1,456,205	10,033	55,694	13,977	1,497,500	1,478,353	118,557	550,381	
10	2,194,567	1,520,645	10,032	55,792	14,179	1,561,129	1,542,273	115,628	549,816	
11	2,192,685	1,520,091	10,032	55,793	14,527	1,564,429	1,545,832	114,748	544,850	
12	2,198,017	1,527,046	9,532	55,795	13,889	1,575,208	1,551,242	114,477	539,110	
2012. 12	2,134,385	1,462,832	8,789	56,622	12,444	1,473,619	1,450,103	128,655	557,524	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2013. 7	878,555	519,149	131,693	101,474	120,263	7,154	835,239	824,370	1,736	220,071	12,195	137
8	879,564	516,522	131,791	101,973	120,233	6,947	837,280	825,919	1,336	220,160	12,169	136
9	897,100	521,935	131,537	100,993	120,023	6,748	863,206	851,172	1,336	219,704	12,147	135
10	922,268	545,069	127,766	97,428	119,638	7,092	891,936	880,816	1,336	215,815	12,344	133
2012. 10	909,181	544,529	139,330	105,745	121,858	7,578	866,877	855,855	2,147	216,856	12,799	143

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2010. 3	844,772	511,870	2,633,256	2,072,150	567,701	1,173,807	167,336	
	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138	
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2012. 12	908,534	561,352	2,740,965	2,230,610	598,672	1,260,120	183,921
		2013. 1	901,794	555,691	2,742,754	2,213,746	590,574	1,247,839	182,793
		2	903,049	557,112	2,753,907	2,226,139	593,299	1,253,060	183,466
		3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678
		4	900,563	558,742	2,844,244	2,279,933	600,395	1,262,871	184,239
		5	898,782	555,128	2,872,017	2,272,525	597,813	1,257,519	183,571
		6	912,290	565,798	2,856,093	2,305,310	606,945	1,273,931	185,841
		7	911,507	552,462	2,820,634	2,280,308	602,013	1,268,197	185,266
8		915,953	555,325	2,801,076	2,291,522	605,240	1,273,901	186,258	
9		911,489	552,724	2,858,995	2,298,025	608,561	1,278,023	187,002	
10		915,297	555,567	2,817,089	2,279,349	605,292	1,276,569	186,651	
11		916,224	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	186,564	
12 P	925,947	564,093	P 2,827,542	P 2,321,861	P 616,672	1,291,364	P 188,596		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前年同月比増減率	2010. 3	1.4	0.6	2.2	3.5	1.2	1.7	2.3	
	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9	
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	前年同月比増減率	2012. 12	2.0	3.6	2.5	2.9	1.1	1.9	3.0
		2013. 1	1.9	3.2	2.2	3.0	0.8	1.7	2.8
		2	1.8	3.3	2.7	3.3	0.9	1.8	2.8
		3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8
		4	1.6	3.3	4.4	3.2	0.5	1.7	2.6
		5	1.7	2.9	4.4	3.8	1.2	1.8	2.6
		6	1.7	2.7	4.7	4.1	1.3	2.1	2.6
		7	1.8	0.1	4.0	4.3	1.5	2.2	2.6
8		2.0	0.6	4.1	4.6	2.0	2.3	2.7	
9		1.8	0.7	4.3	3.9	2.4	2.2	2.4	
10		1.9	0.6	4.1	3.9	2.9	2.4	2.6	
11		2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	2.7	
12 P	P 1.9	0.5	P 3.2	P 4.1	P 3.0	2.5	P 2.5		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2010. 3	226,784	55,916	1,797,912	1,544,708	433,144	641,575	94,025
	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,010	436,880	637,551	94,151
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,079	444,428	637,888	94,761
	2012. 12	215,420	54,340	1,731,394	1,646,428	443,315	634,878	95,313
	2013. 1	214,859	54,136	1,728,171	1,639,450	438,635	628,116	94,846
	2	214,891	53,803	1,744,485	1,641,040	438,615	627,599	94,863
	3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,710	448,507	636,876	95,740
	4	214,079	52,936	1,746,675	1,645,861	441,060	628,896	94,759
	5	215,303	52,650	1,742,604	1,653,076	441,074	628,729	94,923
	6	215,366	52,544	1,767,866	1,659,257	443,787	631,591	95,149
	7	215,797	52,359	1,769,637	1,661,962	442,831	630,823	95,291
	8	215,826	52,881	1,771,607	1,668,866	443,293	632,872	95,460
9	214,815	52,478	1,785,374	1,681,134	449,209	636,974	96,105	
10	214,558	53,639	1,768,498	1,675,044	445,206	634,327	95,990	
11	214,480	53,303	1,781,751	1,684,963	447,319	636,914	96,303	
12	P 213,735	53,266	P 1,853,580	P 1,707,830	P 456,770	643,203	P 96,984	
前年同月比増減率	2010. 3	1.4	△0.9	△5.3	0.0	0.0	△1.1	△0.1
	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6
	2012. 12	△2.0	1.2	0.1	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2013. 1	△2.1	0.8	1.0	3.3	0.7	△0.5	0.6
	2	△2.0	0.9	1.3	3.3	0.7	△0.6	0.5
	3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0
	4	△2.0	△0.1	1.5	2.9	0.5	△0.4	0.8
	5	△1.5	△0.7	2.1	3.5	0.9	0.1	1.1
	6	△1.4	△0.2	2.9	3.3	0.7	0.2	1.2
	7	△1.3	△0.9	3.5	3.5	0.8	0.4	1.4
	8	△1.2	0.8	4.6	3.5	1.0	0.7	1.5
9	△1.3	△1.7	3.8	2.8	1.7	0.3	1.2	
10	△1.0	△2.4	3.6	3.2	2.1	0.9	1.6	
11	△0.8	△2.1	4.2	3.7	2.4	1.2	1.8	
12	P △0.8	△2.0	P 7.1	P 3.7	P 3.0	1.3	P 1.8	

(注) 1 表9(注)に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2014年2月20日現在、掲載情報タイトル1,280件 [関係する掲載データ2,019件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. Below the header, there is a navigation bar with tabs for 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. A search bar is located below the navigation bar. The main content area features a large banner with the title and a brief introduction. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取り組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a footer with '更新情報' and 'お知らせ' sections.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年3月号第67巻第3号〈通巻817号〉3月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社